

令和6年2月犬山市議会定例議会会議録

第8号 3月12日（火曜日）

◎議事日程 第8号 令和6年3月12日午前10時開議

第1 第3号議案から第10号議案まで
及び第12号議案から第33号議案まで
(議案質疑・委員会付託)

- 第1類 第3号議案から第10号議案まで
及び第12号議案から第18号議案まで
 - 第2類 第19号議案から第25号議案まで
 - 第3類 第26号議案
 - 第4類 第27号議案から第33号議案まで
- *****

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第3号議案から第10号議案まで
及び第12号議案から第33号議案まで
(議案質疑・委員会付託)

◎出席議員（17名）

1番	丸山幸治君	11番	岡 覚君
2番	ビアンキ恵子君	12番	岡村千里君
3番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
4番	光清毅君	14番	沼靖子君
5番	小川隆広君	15番	久世高裕君
6番	島田亜紀君	16番	柴山一生君
7番	諏訪毅君	17番	柴田浩行君
8番	小川清美君	18番	大沢秀教君
10番	玉置幸哉君		

◎欠席議員（1名）

9番 畑 竜介君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長 新原達也君 議事課長補佐 大鹿 真君
主査補 高橋万祐子君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
都市整備部長	森 川 圭 二 君	都市整備部次長	丸 井 良 修 君
経済環境部長	中 村 達 司 君	教 育 部 長	長谷川 敦 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	兼 松 光 春 君
総 務 課 長	舟 橋 正 人 君	情報政策課長	上 原 敬 正 君
地域協働課長	中 村 亘 君	防災交通課長	伊 藤 修 君
市 民 課 長	吉 田 高 弘 君	税 務 課 長	百 武 俊 一 君
収 納 課 長	浅 井 徳 夫 君	福 祉 課 長	山 本 直 美 君
福祉課主幹	奥 谷 雪 江 君	高齢者支援課長	前 田 敦 君
保険年金課長	舟 橋 きよみ 君	健康推進課長	西 村 岳 之 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
整 備 課 長	高 橋 秀 成 君	土木管理課長	吉 田 昌 義 君
水 道 課 長	五十嵐 康 君	下 水 道 課 長	梅 村 幸 男 君
環 境 課 長	小笠原 健 一 君	産 業 課 長	山 崎 直 人 君
観 光 課 長	小 池 信 和 君	学校教育課長	大 黒 澄 子 君
学校教育課主幹	高 木 順 二 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	中 村 美 和 君
文化スポーツ課長	坂 野 隆 幸 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君
消防本部消防次長	水 野 明 雄 君	消防総務課長	村 山 弘 泰 君
予 防 課 長	中 村 肇 君	消 防 署 長	安 藤 和 重 君
出納室長兼会計課長	諫 山 知 真 君	監査事務局長	倉 知 千 明 君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席は、9番 畑 竜介議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第3号議案から第10号議案まで及び第12号議案から第33号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第3号議案から第10号議案まで及び第12号議案から第33号議案までを一括議題とします。

昨日に引き続き、第3号議案から第10号議案まで及び第12号議案から第33号議案までに対する質疑を行います。

第3類、第26号議案に対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私のほうからは、令和6年度犬山市一般会計予算について、3点お尋ねをしたいと思います。

1点目です。全員協議会資料の32ページから35ページを見ていただきまして、まずは財政全般についてお尋ねをしたいと思います。

9月の全員協議会で示されました財政シミュレーションでは、令和6年度に財政調整基金の残高が8億3,000万円というふうになっていました。令和7年度以降はマイナスと試算をされているようでした。

施政方針では、補正予算を加味した基金の残高は15億2,000万円というふうになっているようですが、9月の時点で説明のあった施設の更新は以前から分かっていたという課題でもあります。また、再配置の議論はどうなってしまったのかなという点や、ふるさと納税の苦戦でここまで収支見込みが変わってしまうのかなという点、幾つもの疑問があります。

令和6年度の予算は、前年度予算に比べて、市税は増、そして地方交付税も増、このバランスに少し違和感を覚えるわけであります。ここについて、まずお尋ねをするところです。

加えて、令和5年度の市税と普通交付税の臨時財政対策債の合計は136億円なのに対して、令和6年度はこれが140億円になっており、4億円のプラスです。例えば、地方交付税交付金などで1億7,000万円の減になっているところを考慮しても、4億円の増になるのではないかなと考えております。

地方交付税の財源となる国税が絶好調であるために、地方交付税の増額が拡大することを見込んでいるのか。しかし、そうすると、臨時財政対策債が不要なんではないかなというふうに思っています。シミュレーションで苦しい財政状況をお示しいただいていることに加えて、年始の大地震などを考えると、これまで以上に堅実な財政運営が求められると思います。

新たな財源確保と経費節減を考えるなど、先を見据えた予算編成となっているのか、そういった様々な観点で、この予算の各論を議論する前に、抽象的な視点に立っての、今予算の編成についての考えをお示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

財政シミュレーションは、前年度の決算を踏まえ、実施計画により数年後までを見据え、事業の選択や実施時期について検討を行うために作成するもので、予算編成において、中長期的な視点を反映させ、計画的で安定した財政運営につなげるために活用しています。

令和6年度の予算編成に当たっても、この財政シミュレーションを参考に、事業の精査を進めており、財源が限られる中においても、長期的に安定した財政運営を維持、持続させるため、今後の財政需要や突発的な自然災害などへの備えとしての財政調整基金残高の確保と、将来負担を見通した市債残高の抑制を行いました。

具体的な数値で示しますと、各課からの当初要求時では約47億円の歳出超過がありました。が、事業の計画期間や開始時期の変更、事業費の精査、目的基金の充当、市債の活用など、歳入増、歳出減に努め、最終的に財源不足額は約12億5,000万円となり、この財源不足額を

財政調整基金からの繰入金で補填しました。

なお、令和6年度当初予算編成時点での財政シミュレーションについてですが、大きく変わる点としましては、財政調整基金の残高で、当初予算調整後の残高は、約15億2,000万円となり、財政シミュレーションでは約8億3,000万円だったことから、約6億8,000万円の増加となっています。

この増額要因としましては、財政シミュレーション時では予想が難しかった2月定例議会での補正予算を計上しています市税の増加、普通交付税の追加交付、事業の不用額により捻出された財源を財政調整基金へ積み立てたことなどが挙げられます。

しかしながら、歳入面では、市税や地方譲与税、県税交付金などで財政シミュレーションを作成した当時と異なる状況になっていますし、歳出面につきましても、実施計画に基づいた数値でしか把握できておらず、今後新たに実施することになる事業や、実施時期、規模などが変更されることも想定されます。

このため財政シミュレーションにつきましても、毎年度実施計画の策定と合わせて、情報をアップデートし、更新を図っておりますので、現状を、次年度作成する財政シミュレーションに反映させ、しかるべき時期にまたお示ししたいと考えています。

なお、令和5年度の市税と普通交付税と臨時財政対策債の合計は約136億円なのに対し、令和6年度は140億円になっており、約4億円のプラスとなった、この理由につきましても、令和6年度の当初予算は、令和5年度中の財政状況を踏まえて積算しております。当初予算との比較では、約4億円の増となっていますが、令和5年度の最終予算では合計約144億円となっており、約4億円のマイナスです。内訳としましては、市税でマイナス約1億9,000万円、普通交付税で約1億3,000万円のマイナス、臨時財政対策債で約8,000万円のマイナスとなります。

令和5年度の歳出予算からマイナスを見込んだ要因としては、市税で調定見込みからの減額、普通交付税及び臨時財政対策債では、国の示す地方財政計画を参考とした見込みとなつての減となっています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。シミュレーションを一つの題材にしながら、しっかりと先を見据えた予算になっていると理解しました。

続きまして、2点目であります。全員協議会資料の49ページのほうをご覧いただきたいと思います。

2款1項12目であります。基幹系業務システムの移行であります。金額としては2億9,529万円ということで、すごく大きな金額で出ております。そういった中で、当市は、この基幹系システムについて、今まで江南市と共同でスケールメリットを生かしながら進めてきていたというふうに思っています。なぜ、今さら国の主導で、これだけの多額の金額を使ってこの事業が行われるのかがまず1点。

それから、これまで使ってきた、作ってきたものですね、システム、それが全くの無駄になってしまうのか、2点目。

それから、3点目、国に対して、もうやってきてたのに何でここに来て、お金も投入しないかということ、これ一般財源のほうで68%を使っているということ、おいおいということでもありますので、そういったことに対しても、国には何か物を言ってきたりしているのかということをお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 2点目のご質疑にお答えします。

本市はこれまで江南市と基幹系システムについて共同調達の取組を進めてきたのは今、議員のおっしゃったとおりです。平成30年3月28日には、両市の機器の更新を円滑に実施するための覚書を締結し、令和3年4月23日には、次期基幹系システムを共同利用することにより得られる効果の検証と、基幹系システム以外のICTの共同調達、共同利用に向けて連携強化を図るため、改めて覚書の締結を行っています。この覚書を踏まえ、直近では令和3年12月に介護認定支援システムの共同調達を導入しています。

一方、国においては、これまでの自治体のシステムは、自治体ごとに導入するシステムのカスタマイズによって、維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい、情報システムの際の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国に普及させることが難しい、こういったことの課題を解決していくために、令和3年9月1日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、住民記録などの基幹系システム、20業務について、令和7年度末までに国が管理するデータセンター、いわゆるガバメントクラウドへ移行するとともに、標準準拠型システムへ移行を各自自治体が行うことを義務づけました。

議員ご指摘のとおり、ガバメントクラウドへの移行及び標準準拠型システムへの移行は多額の費用がかかります。令和6年度の当初予算にシステム開発委託料として計上した3億120万円のうち、この標準準拠型システムに関係する予算額は約2億9,600万円となっています。

無駄になるか、先ほどの江南市との共同調達の話で無駄になるかについては、現システム、今のシステムが令和7年3月で更新する予定でしたが、この標準システム稼働予定である令和8年1月まで延長するというようなこともやりながら、可能な限り無駄にならないような対応を取っております。

国に言ってきたのかというようなことについては、令和5年8月21日に総務省へ提出した移行費用調査において、移行経費が高額であることから、この時点で示されている9,750万円の国からの交付では明らかに不足、一般財源の持ち出しが多額で、支出も困難であるため、国の決めた期限内にシステムの移行ができない可能性がある。補助金額増額、そういったことを要望しました。

また同じく令和5年12月5日には、総務省とデジタル庁が開催したウェブ会議においても、補助金額の増額要望を直接伝えてきたところです。

加えて、本市単独ではございませんが、国が推し進めるシステムの標準化のため、システム構築やシステム移行に伴い生じる経費について、補助対象経費の拡充や、補助上限額の見

直しを図るなど、自治体の財政負担が発生しないよう、今年度に入ってから令和5年6月、8月、10月に、全国市長会が要望しています。引き続き、国に対しては標準化システムの移行により自治体の負担が増える部分を、その中で現在補助対象外になっている部分も補助対象とするよう、機会を通じて要望していくとともに、システム事業者とは内容を精査し、適切な執行に努めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。ぜひ市長会で全国の声として、まとめていただけるとありがたいかなと思います。

3点目です。2款1項4目、全員協議会資料59ページ、議案書の66、67ページのほうをご覧くださいと思います。

楽田出張所の移転事業に計上されている土地購入費であります。楽田出張所の移転の項目に載っているんですけども、自分の中ではもう移転は終わって、既に楽田ふれあいセンターの中で、もう出張所の業務は稼働しているという中で、これはどういったものなのか、また、どういった土地なのかということでもあります。

また、全員協議会資料にも載っておりますが、個人の土地もあると思うんですけども、その境界の測量などは、どうして市の負担でだけでやるのかということをお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 玉置議員の質疑にお答えをします。

こちらは楽田出張所の移転は既に終わっていますが、旧楽田出張所の建っていた土地の跡地整備のため、土地を購入するものです。具体的には、旧楽田出張所の北側にある水路部分と、その管理のために必要な土地5筆、合計で167.27平米を購入いたします。

次に、個人の土地境界確定のための測量についてですが、こちらは購入予定の水路及び管理用地は市として必要なものとなりますので、その購入のための測量及び鑑定は市で行います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは、第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算から、通告しました4点の質疑をさせていただきます。1点ずつ質疑をさせていただきます。

まず、3款1項3目から2点、質疑をさせていただきたいと思います。

犬山市歳入歳出予算書の118、119ページになります。全員協議会資料では、57ページになります。

高齢者タクシー料金助成事業として、1,437万9,000円が計上をされています。令和6年度から非課税世帯で運転免許証を持たない方という制限はあるものの、75歳以上84歳へ対象を拡大をしていただきました。この対象拡大によって、対象となる人数、これがどれくらいになるのか。また、令和7年度からは、これはまだあくまで予定ですが、基本料金以外にも使

用できるチケットを、85歳以上の住民税非課税世帯に交付する範囲拡充ということですが、現段階で対象者がおおよそどれくらいになるのか分かっていれば教えていただきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） では、小川議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、令和6年度新たに対象となる75歳から84歳の高齢者のうち、免許証を持ってみえずに、住民税非課税世帯の方の見込みとなります。これは予算の編成時点で、愛知県警の公表資料から、この年齢層で運転免許証をお持ちでない方が約4,000人みえるということ把握しております。このうち、世帯全員が住民税非課税の方は、介護保険の保険料の賦課状況を参考に、約24%程度お見えになるというふうに見込みまして、対象者を約980人とさせていただきました。

また、85歳以上の方の利用状況等を参考に、申請状況が47%で、利用状況は34%だったこともありますので、予算としては、申請率が50%、利用率が40%ということをかけて予算の計上のほうをさせていただいております。

次に、令和7年度の予定となりますが、これ全員協議会資料にもあるとおり、85歳以上の高齢者のうち住民税非課税世帯の方に対し年間1万2,000円分のチケットを配布するという事業ですけれども、こちらのほうの見込みとしましては、85歳以上の方が約4,100人お見えになります。この中で非課税世帯を先ほどの割合を参考にさせていただいて約24%程度と見込みまして、1,000人弱の方が対象になるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。対象者については理解をいたしました。

では、2点目の質疑をさせていただきます。

今回、高齢者タクシー助成事業ですが、対象条件として運転免許証を持たない方というふうにやっていただいたということで、これについては大変よかったなというふうに思っております。どうしても運転免許証を返納ということでやりがちになるんですけど、そうすると同じ免許証を持たない人でも差が出てしまうので、そういった意味で今回、この運転免許証を持たない方とことやっていただいたということは大変すばしかったというふうに思います。

ただ反面、住民税非課税世帯ということで、今回仕切りをされたということで、予算の都合上、どこかで線引きをしなければならないということは理解をしています。しかし、感覚なんですけど、ぎりぎり住民税を課税されている方というのも、生活が結構厳しいのではないのかなというふうに思っています。例えば段階的に支給枚数を減らすとか、そういうこともできなかったのかなというふうに思っているところです。

先日の玉置議員の一般質問では、高齢者タクシー料金の助成制度の改善に至った経緯、こちらのほうをお示しいたしましたので、今日はこの75歳から84歳の住民税非課税世帯という対象拡大のこの対象、ここを判断に至ったまでの経緯をお伺いできればと思いますので、

よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 小川議員の質疑にお答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、玉置議員の一般質問でも申し上げましたが、この拡充については、高齢者や障害者の方も含めてですけれども、障害者が経済的理由により交通弱者に陥る可能性のある方への支援と、それからタクシー需要を喚起することによって、公共交通を補完するタクシーを安定供給に資すること、これを目的としています。そのため非課税世帯を対象とした制度改正となっています。

運転免許証をお持ちの方で、ご自身で移動できる方や、一定の所得があり、ご自身でタクシー料金の負担は可能と考える方については、今回の拡充の対象とはいたしませんでした。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今回の高齢者タクシー助成事業については、いずれにしても一歩前進ということですので、理解をいたしました。

では、次の質疑のほうに移りたいと思います。

7款2項3目、犬山市歳入歳出予算書の206、207ページになります。全員協議会資料ですと87ページと、予算説明書が172ページのほうになります。

今回、橋梁長寿命化工事ということで、富ヶ丘橋や登校橋など、4つの橋で実施をされますが、どのような工事をされるのか、この修繕工事の具体的な内容をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 小川隆広議員の質疑にお答えします。

初めに、富ヶ丘橋の主な工事内容としましては、橋桁端部にある橋台と橋桁がぶつかり合わないための伸縮装置の劣化による取り替え、それから、舗装の劣化及び表面の防水機能の回復のための舗装の打ち替え、さらに、橋桁下のひび割れの進行を抑えるためのエポキシ樹脂をひび割れに注入する補修工事。

次に、登校橋についての主な工事内容としましては、橋桁と橋台の部分的にコンクリートが剥がれ落ちている箇所のモルタルによる断面修復、富ヶ丘橋と同様に、橋桁下のひび割れの進行を抑えるためのエポキシ樹脂のひび割れ部分に注入する補修、また腐食防食機能の劣化を伴う防護柵の塗装の塗り替えを具体的に行う予定です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。私、地元の橋なもんですから、大変長いことあの状態だったので、そういった工事で安全が確保できればと思いますので、よろしくお願いします。

次の質疑に行きたいと思います。7款4項6目犬山市歳入歳出予算書の221ページになります。全員協議会資料では93ページと、予算説明書が178ページのほうになります。

今回、こちらのほうは、都市公園等維持管理業務委託料についてなんですが、令和5年度予算の約793万円から1,000万円近く増額をして、約1,771万円を計上していますが、事業目的を見ますと、町内の活動として継続していくというふうにあります。

予算説明書でも、町内会など76団体との都市公園など133施設、管理業務委託料というふうになっているんですが、そもそも町内会の高齢化で、管理が厳しいという声も聞き漏れてきます。今回の1,000万円近い増額分の具体的な内容、使い道について、事業の目的を読むと、おおよそ委託料の改定というふうに予想していますが、教えていただければと思います。

それと、その効果について現段階で予測しているものがあれば、教えていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 小川議員の質疑にお答えします。

地元に着した街区公園やちびっこ広場など、133か所の公園を、76の町内会などの団体に維持管理委託をしています。管理の内容としましては、公園の清掃、除草、低木の剪定などがあります。

管理業務委託料については、地元の公園を、地元町内会清掃活動の一環として管理をしていただく、どちらかというボランティア的な要素が強く、確認できる範囲においても、20年以上はこの委託料の見直しを行っておりませんでした。

また、令和5年度に実施しました公園アンケート結果からも、町内管理を続けることが困難と回答した町内も多くあり、その中には委託料の見直しを要望する意見もございました。県内の他市の状況と比較すると安価であったことから、また少しでも地元要望に応えるため、単価の見直しを行ってきました。

具体的には業務単価の見直しを行ったことにより増額となっております、用途につきましては特に変わるものではなく、先ほどご説明させていただいたとおり、公園内の清掃、草刈り、剪定などの活動費に充てていただくこととなり、これまでと業務を変更をするものではございません。

◎議長（柴田浩行君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からも、第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算から、3点、質疑いたします。

まず最初に、3款1項1目社会福祉協議会、全員協議会資料でいきますと132ページ、議案でいきますと108、109ページになりますが、犬山市社会福祉協議会運営費補助金が、前年度比849万円と増えています、その理由について質疑をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 光清議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、増額の理由は3点ございます。

1点目としては、補助対象となる人件費の増額となっております。令和5年度の当初予算で

は、正規職員3名と、市退職職員1名、それからパート職員1名、計5名の人件費を補助対象としていた当初予算が組んでありました。ですけれども、予算の積算時点では、退職職員を1名増員しておりまして、正規職員3名、市退職職員2名、パート職員1名の計6名となっておりますので、これをベースに予算のほう、令和6年度予算のほうを積算しております。

あと、人事院勧告などによって、給与等は増額されていますので、それらを見込んで人件費として520万円の増額となっています。

2点目は、社会福祉協議会の事務所ですね。今、フロイデのほうへ行っているんですけども、そちらのほうの使用料を令和6年度から補助対象としたためです。具体的には、社会福祉法人に対しては、社会福祉法において、通常よりも有利な条件での金銭の貸付や財産の譲渡、貸付が認められています。

市内の他の社会福祉法人に対しても、施設や土地の無償譲渡や無償貸付けを行っているところですので。そこで、ほかの社会福祉法人への支援との均衡を図り、それから、社会福祉協議会の安定的な運営を図るため、事務所の使用料と保有する福祉車両の駐車スペース、こちらに係る経費を新たに補助対象としたもので、ここの増額分で約225万円かかります。

それから、3点目は、ボランティアセンター運営に係る補助の増額です。こちらの運営のほうも補助金を出しておりまして、令和5年度までは100万円を上限に、定額の補助ということで行ってきました。こちらのほうも見直しまして、事業費の対象経費、これが約390万円ほどあるんですけども、これの2分の1を上限とするということに見直しまして、こちらのほうで約95万円の増額、これらの3点の理由から、当初予算と比較して、849万円程度の増額となったものです。

しかし、これは全て秋頃の社会福祉協議会の状態で積算をしているところですので、実際の交付については、社会福祉協議会の新年度の状況に応じたもので、交付のほうをしておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） よく分かりました。1点、再質疑をさせていただきます。

今の中で、事務所の使用料と駐車場の借上料が、令和6年度から新しく計上されているということですが、その理由について質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 光清議員の再質疑にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会が現在のところに移転したのは令和2年度からです。その当時、社会福祉協議会をほかの社会福祉法人と同様に考えると市の認識が低かったため、こういった事態が生じていたものだというふうに認識しています。

来年度については、これは昨年の9月議会で久世議員の一般質問でもお答えさせていただいたとおり、社会福祉協議会に対する補助金や委託料などについて、適正であるかの検証を行った結果としてですので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） よく分かりました。2点目です。4款3項2目、最終処分場の管理で

す。全員協議会ですと183ページ、議案ですと176、177ページになりますが、最終処分場の測量調査委託料が前年比2,363万6,000円と増えていきますが、全員協議会資料には「無償譲与に向けた準備」と記載されていますが、その理由はなぜか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

最終処分場測量調査委託料につきましては、例年、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき、最終処分場の残余の埋立て容量について、1年に1回以上測定し、かつ記録することが義務づけられていることから、60万円程度の予算を計上しています。

令和6年度の委託料の増額につきましては、現在、犬山市八曾一般廃棄物最終処分場の用地は、国有林を林野庁から借りているため、新ごみ処理施設の稼働に伴い、最終処分場の廃止に向けた調整を林野庁と進めてきたところ、林野庁からごみ処理施設として10年間、用途指定をして使用すること、境界確定、面積確定、登記等を行うことを条件に、市に無償譲与が可能であるとの意向が示されたことから、これらの条件を満たすための用地測量委託料約2,350万円を計上したものです。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。それでは、3点目です。7款4項4目、蟬屋長塚線の道路整備です。全員協議会資料では88ページ、議案では218、219ページになりますが、予備設計委託料、1億2,944万8,000円と非常に高額が計上されておりますが、この予備設計の詳細な内容と、今年度のスケジュールについて質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 光清議員の質疑にお答えします。

蟬屋長塚線については、今年度の基本設計により、鉄道の交差方法を検討した結果、経済性、防災性などから、都市計画決定どおりの鉄道の上を道路が高架橋で通過するオーバーパスを採用し、道路整備を進めていきます。

令和6年度の予備設計の具体的な内容としましては、初めにボーリングによる地質調査、事業地の現況を把握する路線測量や現地測量などを行います。

次に、測量を基に、鉄道や既設道路との交差部において、名古屋鉄道や公安委員会と協議を実施しながら、鉄道交差構造や交差点形状、交通規制の検討を進め、用地幅の決定などを進めていきます。

また、道路整備に伴う騒音、振動など環境予測評価を実施し、令和6年4月に発注を計画しており、年度内に完了する予定です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） よく分かりました。1点再質疑というか確認をさせていただきます。

今の説明を聞いておりますと、地元等にはまだ入っていくということは聞かれませんが、地元に対する説明というのは今後いつ行うか、再質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質疑にお答えします。

住民への説明会は、予備設計において、道路計画図面などを作成した後、令和7年度に開催する予定です。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からも第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算についてお伺いさせていただきます。5点、お伺いさせていただきます。

まず、1点目、「これから犬山応援団」について、2款1項7目になります。全員協議会資料の44ページです。

こちらは私も今回、一般質問で移住について挙げさせていただきましたが、非常に期待するものでもあります。今回、具体的にどういったことをこの応援団に求めていくのか、お示しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 増田議員のご質疑にお答えします。

「これから犬山応援団」は、本市への移住促進と同時に、地域の活性化を図ることを期待して新たに始める事業です。したがって、犬山市に移住いただき、犬山市内での活動で町に新たな活力をもたらしていただける方を対象とした補助事業となります。

補助金を交付された応援団の方には、地域の方々との関わりを持ちながら、犬山市の新たなまちの特徴や個性をつくり出すような活動のほか、担い手不足や、今活性化が求められている分野などの現在直面している課題などに取り組んでいただくような活動を想定しております。

また、補助金の交付を受けた応援団員の方には、犬山市への移住者同士の交流も積極的に行っていただくよう促すことで、新たなコミュニティ形成が図られ、移住いただいた方が主体となった移住促進の取組の可能性なども図っていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。ぜひともこの活動も広げていただければと思います。

2点目、ふるさと納税について、2款1項13目です。全員協議会資料の47ページ、また116ページのほうもご参照いただければと思います。

今回、パンフレットの作成ということが116ページのほうに記載がありますが、どういった活用法にて使用していくのかお示しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 2点目のご質疑にお答えします。

パンフレットとしましては、窓口に直接寄附をされに来られる方もいらっしゃいまして、

そういう方に対して、ポータルサイトに掲載されている記念品を一覧にしたものや、寄附を頂いた方に、引き続き犬山市への寄附いただけるような期待も込めまして、お礼の手紙や受領証明書を送っているんですけども、その際に同封するもの、あるいは、魅力的な記念品開発を行うために、市内事業者、これからそちらもずっと回っていきたいと思うんですが、そういう方々に配布するための記念品募集リーフレットを作成する予定です。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 非常に分かりやすい説明をありがとうございます。

それでは、3点目、感震ブレーカーについてです。

2款1項6目、全員協議会資料の55ページになります。こちら感震ブレーカーの補助が拡充するというので、こちら非常に進めていただきたいというような補助事業ではあるんですが、広く、多くの方に補助が拡充したよという話と、使っていただくということで、より前回よりも大きくPR等も力を入れていただきたいと思うんですが、PR等はどのように考えているのか、お示しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 増田議員の質疑にお答えをします。

PR方法につきましては、広報やホームページ、公式SNSにより周知を行っていきませんが、さらなる推進に向け、直接市民と接することができる地域の防災訓練やイベント、出前講座などで、より一層の普及啓発に努めてまいります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。今回これも大きな一歩だと思いますので、5,000円から1万円ということで大きく変更されておりますので、ぜひとも広く多くの方にお示しいただけるように、よろしく願いいたします。

4点目、地区計画公園について。7款4項1目です。全員協議会資料の84ページになります。

こちらはワークショップ等をやっていくということで記載がありますが、そちらの予定しているスケジュールについてお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質疑にお答えします。

橋爪及び五郎丸子ども未来園の敷地は、地区計画において公園として整備する土地となっていることから、子ども未来園の移転後の令和7年度に実施設計を行い、令和8年度に2つの公園の整備をすることを目指しております。

地域に根差した公園にするには、整備計画案に地域住民の意見を盛り込む必要があることから、ワークショップの実施支援と内容をまとめた報告書の作成、さらにはワークショップに基づいた整備計画案の作成までを委託するものです。

委託のスケジュールとしましては、令和6年度の早い時期に契約を結び、その後、地域住

民とワークショップを行う予定をしています。

そして、まとめとなる最後のワークショップで内容を反映した公園整備計画案を、地域の皆様にお示しする予定としております。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。こちら私も近くに住んでおりますので、非常に気になっておりました。今回聞かせていただきました。なるべく早い時期に進めて、令和7年度の計画公園の推進ということで進めていただければと思います。

5点目、公園管理についてです。7款4項6目になります。全員協議会資料の93ページです。

先ほど小川議員も、こちらのほうを聞かれておりました。私は違う観点からで、公園といっても、この草だけではなく、遊具も多くあります。やはり遊具が錆びていたりとか、そういったので使いたくないというようなお声もあると思いますが、保守点検だけに限らず、美観の維持管理も行っていくのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質疑をお答えします。

都市公園等の遊具保守点検業務委託については、公園の遊具を常に安全に利用できるよう、遊具の安全に関する基準に準じて、市内137か所の遊具が設置してある都市公園、ちびっこ広場の点検を年6回実施しております。

この点検により、危険度や劣化度が判定され、判定結果に伴い、遊具の維持工事を行います。

美観に関しましては、遊具の保守点検業務の中で、塗装についても、劣化状況の判定を行っており、判定結果に基づいて塗り直しの判定がされた場合は、別途工事で再塗装を行っております。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算から7点、質疑をさせていただきたいと思います。

1点目でございます。議案書の74、75ページ、全員協議会資料は44ページということになります。

歳出の2款1項7目、これから犬山応援団補助金60万円とあります。先ほどの増田議員の中で、ある程度説明があったと思います。したがって、私からはこの補助金で要綱等、もう少し細かく補足していただくことがあれば、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 小川清美議員のご質疑にお答えします。

増田議員の答弁とかぶるところありますが、改めて。

昨年9月定例議会で補正予算を計上させていただきました「ずっと犬山応援団」は、犬山市から転出される方を対象としておりまして、団員として犬山市を引き続きPRしていただくことで、ずっとこちらのほうもお手紙をお出ししたりとか、情報を提供することによって、転出後も犬山市とのつながりを持ち続けていただき、犬山市に愛着を深めていただくことを目的としています。

今回計上させていただきました、「これから犬山応援団」も同じ犬山応援団になっていすけれども、こちらは犬山市へ転入される方、入ってこられる方を対象として補助金を交付する新たな事業となっております。

この補助金は、犬山市に移住していただき、さらに市内の文化芸術、スポーツをはじめ様々な分野での活動や、地域課題に対応した活動を行う方を補助対象としており、居住と活動、どちらも5年間は継続すること、この5年間は毎年度活動実績を報告することを必要条件とする予定です。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。2点目を質疑させていただきます。

全員協議会資料の48ページ、歳出で2款1項1目ということです。SPI試験を導入されるということでございまして、この応募者の能力、あるいは人となりを試験するということがございます。したがって、これまでの面接とは少し違うかなということでございます。それなりの採用する側も、ノウハウ、スキルが必要かと思っております。その辺りをどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 2点目のご質疑にお答えします。

これまでの犬山市における職員採用試験では、1次試験において、主に教養試験、専門試験、面接を実施しており、トータルの点数で上位の受験者が2次面接に進み、合格者を決定してまいりました。来年度からは、この1次試験における教養試験を、SPI試験に変更いたします。

SPI試験においては、知的能力と性格、特徴が報告書で抽出されます。知的能力については、これまでの教養試験と同様に、一定の教養基準を設けて合格ラインを決定します。

性格、特徴については、持続性や慎重性などの行動的側面、達成意欲や活動意欲などの意欲的側面、感性や気分性などの情緒的側面、回避性や従順性などの社会関係的側面の4つの側面が判断されます。あくまで性格的な特徴が分かるということです。高いからよい、低いから悪いといったことではないということです。

4つの側面結果により、受験者の基本的な特徴、仕事面での特徴、困難な場面での特徴が報告書に記載されます。

活用方法については、民間企業や既に導入されている先進自治体を参考にしながら、どういった人材が犬山市の公務員としてふさわしいのかという判断基準を設け、アップデートしていくことになると考えています。

また、性格特徴の結果は、面接時にも活用することができるため、まずは報告書における面接で確認すべきポイントと質問例を利用して、受験者の特徴を確認していくことで有効に活用してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。1点、再質疑をさせていただきたいんですが、例えばこの職員側として、民間がやってる研修とか、そういうのに参加される予定にあるのかどうか、もし分かっていたら、お願いしたいと思いますが。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

今のところSPIの研修については受ける予定はございません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。続いて、3点目をお伺いいたします。

全員協議会資料の54、125ページ、歳出の2款1項6目です。

防災ラジオを導入するというところでございまして、これが値段は1台1万6,500円で、購入者は1,000円負担ということだと思いますが、このラジオの性能、仕様等について、分かる範囲で構いませんので、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、小川議員の質疑にお答えをします。

まず、防災ラジオの特徴ですが、市が発信する避難情報などの緊急放送が発信されると、自動起動及び自動受信することです。

緊急放送発信時に、ラジオの電源が入っていなかったり、愛知北エフエム以外のラジオ局の電波を受信している場合に、自動で愛知北エフエムに切り替わり、緊急放送を受信します。

緊急放送には、市が発令する避難情報のほか、全国瞬時警報システム、Jアラートによる緊急地震速報や国民保護情報があります。

加えて、緊急放送は、強制的に最大音量で放送されるため、確実に情報を受け取ることができます。

次に、防災ラジオの現時点での仕様ですが、FMの他に、AMも聞くことができ、非常用のライト機能があり、通常はコンセントに接続して使用しますが、停電時に備え、バックアップ電源機能として、乾電池からの給電に自動的に切り替わります。

また、最大15分の録音機能が付き、緊急時には放送が自動録音され、聞き直すこともできます。

外形寸法としては、横20センチ、高さ9.8センチ、奥行5.6センチとなり、重さは約500グラムとなります。

そのほかには、市内全域でご利用いただくことを目的に、受信感度が悪い地域でも受信できるように、通常のラジオに比べ優れた受信感度となっています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。期待したいと思います。

4点目です。全員協議会資料の55ページ、125ページ、歳出2款1項6目です。感震ブレーカーのことです。

先ほども増田議員から感震ブレーカーで少し質疑がございましたが、私は、この今は木造住宅ということでございますが、これが木造以外に拡充されるということでございますので、その要件等についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

感震ブレーカー設置補助制度の要件としましては、市内において、自らが所有及び居住する住宅に個人が設置した感震ブレーカーを対象としており、これに合致すれば補助対象となりますが、補助の交付は1世帯について1回限りとなります。

また、令和6年度より今までの木造住宅に加え、それ以外の住宅も対象にし、補助金額は、感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用の2分の1、上限を今年度までは5,000円だったものを令和6年度からは1万円に引き上げます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） お諮りいたします。8番 小川清美議員の質疑の途中ですが、午前11時5分まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第3類の議案質疑を続行いたします。

小川議員。

◎8番（小川清美君） 第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算について、引き続き質疑をさせていただきます。

5番目と6番目ということですが、2つ一緒にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5点目です。全員協議会資料の62ページで、歳出で8款1項3目です。

消防ポンプ自動車を更新されるということでございますので、古いほうのポンプ車はどう

されるのかというのが1点目です。

6点目としまして、全員協議会資料の131ページ、歳出で8款1項3目になります。

新規の防火水槽2基を新設されるということでございますが、この設置場所はどこを予定されているのか、お聞きをいたします。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えしたいと思います。

今回、消防ポンプ自動車更新ということでございますが、現在、南出張所に配備している消防ポンプ自動車のほうを更新させていただきます。

この車両、平成15年度に防衛省の補助を頂いて更新した車両でございまして、今回の更新に当たり、東海防衛支局のほうに確認をさせていただいたところ、オークション等々で財源化した場合は、補助金の返納というような指示が出ておりまして、結果、廃棄もしくは海外への国際貢献ということで、寄贈ということ、このいずれかを、今、考えておりますので、よろしくお答えしたいと思います。

次に、防火水槽2基のお尋ねでございまして、次年度、公の土地に2基設置する予定でございまして、まず場所が、現在整備しております（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園、こちらの敷地と、あと市民プールの跡地、こちらのほうに各1基ずつを設置する計画になっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。最後、7点目の質疑でございます。全員協議会資料の97ページ、181ページ、歳出で言いますと、4款3項1目ということですか。

善師野公民館西側防災広場整備ということでございます。新年度から用地取得に取り組まれるということでございますが、分かる範囲で結構でございますので、土地所有者の現時点での意向はどうかということをお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

善師野公民館西側防災広場整備は、善師野地区の都市美化センター建設時の覚書に基づいて、広場を整備するもので、令和5年7月29日に事業予定地と隣接地の土地所有者の方々を対象に説明会を開催し、測量等についての同意書を頂きました。

その後、8月から事業用地周辺の用地測量を行い、12月中旬には土地所有者と境界立会を実施しております。

現時点では、土地取得金額の提示ができていないことから、土地の売買に関する土地所有者の意向は確認していませんが、新年度に入り、測量結果等を踏まえて、5月頃から不動産鑑定等を行い、善師野地区の協力をいただきながら、事業用地の取得に取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、2番 ビアヰ恵子議員。

◎2番(ビアヰ恵子君) 2番、ビアヰ恵子です。第26号議案から1件、令和6年度一般会計予算書85ページ、歳出、2款1項8目まちづくり拠点施設営繕等、維持補修工事請負費、連結椅子補修工事請負費についてなんですけど、金額が334万円で、何か連結椅子と334万円がちょっとぴんとこなくて、どんなものかということと、あと、これから先、補修工事に関わる費用が出てくるのかどうか、お聞かせください。お願いします。

◎議長(柴田浩行君) 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監(武内雅洋君) それでは、ビアヰ議員の質疑にお答えをします。

こちらにあります連結椅子は、市民交流センターフロイデの4階フロイデホールにある350席の座席で、上下に動き、ふだんは床下に収納されています。

今回の工事費は、座面背もたれのへたりなど、定期点検により確認された50か所の座席を交換するものです。

この連結椅子については、上下可動するものであるため、年2回、定期的に保守点検を行っています。

また、この先の維持補修につきましては、こうした点検において必要な箇所を適宜補修していくこととなりますが、今後のフロイデ改修検討の中で、連結椅子の利用についても検討していきたいと考えています。

以上です。

◎議長(柴田浩行君) 2番、ビアヰ恵子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番(沼 靖子君) 私は、第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算について4件、質疑させていただきます。

まず、1番目、防災ラジオについてです。

先ほど小川議員が質疑されましたが、私は故障時、初期不良の対応、その際の代替機があるかなどについて質問させていただきます。

失礼いたしました。歳出の2款1項6目、全員協議会資料が54ページでございます。失礼いたしました。

その他、令和6年度のラジオ配布対象エリアが土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域としたのはなぜかということも合わせて質疑いたします。

◎議長(柴田浩行君) 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監(武内雅洋君) それでは、沼議員の質疑にお答えをします。

防災ラジオの故障時については、通常の電化製品と同じように、メーカー保証の範囲内で、1年間は保証されます。ただし、保証期間内でも水ぬれや落下等の使用者原因による故障に関しては保証の対象外となり有償保証となります。また、初期不良に関しては無償で交換となります。

なお、購入したら必ずコンセントにつないで電源を入れていただき、動作確認をお願いい

たします。

設置時にラジオの聞こえが悪いなどありましたら、家の中での設置場所の問題なのか、初期不良なのかを判断させていただくため、防災交通課までご連絡いただければと思います。

なお代替機につきましては、こちらのほうでストックがありますので、そちらのほうをお渡しをさせていただきます。

次に、令和6年度における防災ラジオの販売対象者は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域にお住まいの方としております。その理由といたしましては、市における過去の避難所の開設状況から、大雨による避難所開設が多く、土砂災害への警戒が必要なエリアの住民への情報伝達を優先すべきと考えたからです。

そのほかにテレビを見ている、緊急地震速報に気づきにくい視覚障害者も対象とさせていただきます。

それ以外の方への販売につきましては、今年度の販売状況を見ながら、令和7年度以降に販売対象者を広げるかどうかを検討していきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。よく分かりました。拡充されるということで、少し安心しました。

では、2番目に移ります。歳出2款1項6目全員協議会資料で、55ページでございます。

こちらも感震ブレーカーについて、先ほどより増田議員、小川議員が質疑されておりますが、私のほうからは、まず、いろいろな種類が販売されているのを、ネットなどホームセンターのほうで確認いたしました。これが性能評価を有するものというふうな条件がございますが、どういった基準があるのか。また、例えば分かるような印があるのか。

もう一つは、感震ブレーカーは所有する、居住する住宅というものがあるか、住居に縛られるものなのか。例えば市内で店舗経営されている方は対象外なのか、お知らせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、沼議員の質疑にお答えをします。

感震ブレーカーには、内閣府が定めた性能評価ガイドラインに基づく認証制度があり、一般社団法人日本配線システム工業会または一般社団法人日本消防設備安全センターが認証します。この性能評価では、幾つかのパターンの揺れを想定した作動及び作動試験を行い、製品の作動状況を確認しています。

設置する住宅の状況にもよりますが、感震ブレーカーは、一般的には、電熱器具等の転倒が想定される震度5強で作動します。市が実施している補助制度では、この認証を受けた製品を補助対象としておりますが、認証を受けていない製品の申請があった場合には、認証団体に問合せをし、認証制度と同等の機能を有するのか、判断をします。

また、先ほども小川清美議員の質疑でもお答えしましたとおり、補助制度の要件としましては、自らが所有、または居住する住宅を対象としており、これに合致していない店舗は補

助対象外となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） よく分かりました。ありがとうございます。

では続きまして、3番目、ふるさと定住サポート事業について。歳出の7款4項3目、全員協議会資料は86ページでございます。

こちら、全員協議会資料を見まして、同居タイプ、近居タイプという部分がありました。その部分をもう少し詳しく詳細を知りたいと思います。あと近年の実績も合わせてお知らせいただきますようお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質疑にお答えします。

この事業は、ふるさと定住サポート事業の同居支援タイプと近居タイプ、及び働いて定住促進サポート事業の3種類がございます。ふるさと定住サポート事業は、市外在住の子世帯と、市内在住の親世帯が同居または近居するために、住宅などをリフォームする新築または取得する場合の費用の一部を補助するものです。定住人口の増加、バランスの取れた人口構成の実現、空き家発生の抑制及び地元建設業の発展に資することを目的として、平成27年度に始めた補助事業です。

同居支援タイプは、条件としまして、夫婦のどちらかが40歳以下で、かつ、市外在住の子世帯が、市内在住の親世帯と新たに同居するために持ち家をリフォームする場合、または新築等を購入する場合に、1戸当たり工事費または購入費の2分の1、60万円を上限として補助するものです。

近居支援タイプの条件は、夫婦どちらかが40歳以下で、かつ市外在住の子世帯が市内在住の親世帯に近居するために市内の住宅を新規取得または新築した場合、1戸当たり20万円を補助するものです。

補助対象は、1年以上継続し、市外に居住している子世帯が市外から転入してくること、同居または近居する親世帯が、1年以上継続して市内に在住していること、子世帯の夫婦どちらかが40歳以下であること、事業対象の住宅等に子世帯が同居または新たに居住することの要件を満足する必要があります。

もう一つの働いて定住促進サポート事業は、市内の事業所で働く市外の在住の方が、市内に居住する住宅等を新築または取得する場合に、その費用の一部を補助するものです。

定住人口の増加を図るとともに、こちらもバランスの取れた人口構成の実現、空き家発生の抑制及び地域の活性化に資することを目的として、こちらは平成28年度に始めた補助事業でございます。

実績としましては、平成4年度の実績は、全員協議会資料にございますので、令和元年度から令和3年度までの3年間のそれぞれの実績として、同居支援タイプ、同居支援が令和元年度は7世帯26人、令和2年度は9世帯26人、令和3年度は10世帯29人となっております。また、近居支援が、令和元年度は19世帯62人、令和2年度は22世帯69人、令和3年度は24世

帯73人となっております。

最後に、働きて定住促進が、令和元年度は実績がなく、令和2年度は4世帯12人、令和3年度は6世帯19人となっております。

制度が始まってから令和4年度までの合計は、ふるさと定住サポート事業が、222世帯で689人の転入実績となっており、働きて定住サポート事業については、18世帯56人が転入実績となっております。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。詳細は伺いました。ここで再質疑させていただきます。

お聞きしていると、市外からの定住というところが前提ということで、例えば、今は賃貸だが、市内から市内への定住を決められる、例えば幼稚園のタイミング、小学校のタイミングだったり、お子様が、ということもあるかと思いますが、そのような方、市内から市内への定住ということは、定住サポートには当てはまらないか伺います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質疑にお答えします。

ふるさと定住サポート事業という趣旨から、市内から市内という賃貸については、補助の対象としておりません。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 了解いたしました。では、次の質疑に移ります。

4番目です。基幹業務システムを標準準拠型システムへ移行と、戸籍の氏名振り仮名法制化について、歳出2款1項12目、全員協議会資料は49、119ページ、もう一つのシステムが、歳出2款3項1目、全員協議会資料60ページ、129ページでございます。

こちらの内容についてですが、システム開発ということで、業務の重複はないかということ。先ほど玉置議員も質疑されました中でもありましたが、国の指示ということで、今これ一般財源が70%近く使っている基幹業務標準化システムですが、そちらが気になりました。令和7年度末までの移行ということですが、そちら予算を圧縮していくことができるかなど、現時点でどういう見込みがあるか、質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、沼議員の質疑にお答えをします。

戸籍の氏名の振り仮名記載に関わる部分につきましては、標準準拠型システムと分けて対応するよう国から指示されていますので、そのような対応にするため、業務の重複はありません。

また、国の補助金につきましても、分けて対応しないと返還対象となる旨の通知が来ております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

国の指示なのに、なぜ市のお金使うんだというようなお話ですが、これは先ほど玉置議員のご質疑でもお答えしましたとおり、法律で定められたことですので、やらざるを得ないというところです。

市費をたくさん使ってという話がありますが、そこについては、これも玉置議員のときにお答えさせていただきましたが、国に対して強く働きかけを行っております。そういったこともあって、まだ内々の話なんですけど、補助金も増えるような話があります。またそれが全容分かりましたら、補正予算等で上げさせていただきたいと思っております。

圧縮できないかという、業務を圧縮できないかということですけども、こちらはまだ国のほうが仕様をまだ全容を明らかにできていない状況ですので、我々のほうも非常に困っているんですけども、やる中でももちろん無駄な部分をなくすという形で、圧縮のほうを可能な限りしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。私からは第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算から、歳出3款1項3目、議案が118ページと119ページ、全員協議会資料は136ページをお願いします。

ひとり暮らし老人安否確認事業ですが、新年度はどのような事業展開をしていくのか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） それでは、島田議員の質疑にお答えさせていただきます。

ひとり暮らし安否確認事業なんですけども、まずこれ、事業内容については令和5年度との変更はございません。ですから、現状の内容についてお答えのほうをさせていただきます。

これは65歳以上でひとり暮らしの方に、あらかじめ決められた曜日に、シルバー人材センターの会員が電話をかけて、安否確認と合わせて、孤独感の緩和や、困り事などないかなどの状況の確認を行っているものです。現時点では、登録者数は14名ということになってます。

この事業以外にも、ひとり暮らしの高齢者の安否確認については、介護保険特別会計のほうで計上しています食事サービスがあるほか、予算に個別に計上のほうはしてありませんが、高齢者支援課の職員や、あんしん相談センターによる定期的な訪問なども実施のほうをしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、諏訪 毅です。私からも第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算から3件質疑をさせていただきます。

まず1件目です。歳出3款2項2目、議案書134、135ページ、全員協議会資料の82ページをお願いいたします。

城東第2子ども未来園、未満児室改修工事設計業務委託料、羽黒南子ども未来園、未満児室改修工事設計業務委託料についてであります。

全員協議会資料の82ページの事業の目的に、子ども未来園園舎の多くは、建築当初3歳以上児を対象として建設された園舎が多いことから、年齢に対応した保育環境整備が必要なため、順次整備をしていきますというふうに書かれているんですが、今回どのような改修整備を行うのか、質疑をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 諏訪議員のご質疑にお答えいたします。

まず、城東第2子ども未来園ですけれども、未満児室の床材をクッションフロアに変更し、それに伴う段差解消を行います。

そして、未満児室での保育は、調乳や給食を刻んだり、食事の補助をする機会が多いことから、ミニキッチンを設置します。

また、汚れた手を洗う場面も多いため、衛生的な視点から自動水栓化とします。

それから、冬場にも対応できるように、温水設備を設置し、食事の介助の際の口拭きなどの温水対応ができるようにしてまいります。

また、トイレでの汚物流しを使用する際の自動水栓化を実施していきます。

次に、羽黒南子ども未来園についてですが、城東第2子ども未来園での整備内容に加えて、床暖房工事を実施していきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） ありがとうございます。続いて、2件目に移ります。

歳出9款5項7目、議案書で274、275ページ、全員協議会資料の74ページになります。

市民文化会館利活用事業についてであります。自主事業委託料が、令和5年度は122万4,000円でありましたが、この令和6年度が799万7,000円と増額をされているんですが、この理由についてお伺いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 諏訪議員のご質疑にお答えします。

令和5年度は、文化会館の自主事業委託料として122万4,000円を計上しました。この内訳としましては、犬山市文化協会に委託しました市民芸能祭及び市民音楽祭の2つの催事の開催委託料として計上したものです。

それに対して、令和6年度は、今申し上げた市民芸能祭、市民音楽祭の開催委託料に加え、大人向けと子供向けの舞台芸術公演を2事業開催することを予定し、来年度予算に合わせて799万7,000円を計上しているものです。

さきの大沢議員の一般質問に市長が答弁しましたとおり、来年度から文化会館を市民皆さ

んの文化拠点として再生する取組の一つとして、市の自主事業を再開します。その位置づけで公演を実施するものです。

内容は現在調整中ですが、年代にかかわらず広く市民皆さんが楽しんでいただけるような公演を開催したいと考えていますので、令和5年度に比べて予算を増額させていただきました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） ありがとうございます。続いて、3件目に移ります。

歳出9款2項1目、議案書で244、245ページ、全員協議会資料の71ページになります。

非構造部材改修工事請負費ですが、こちらの事業の目的に、市内の小中学校で、今後、このような、現在も行っていただいている、今回は犬山西小学校で行うということなんですが、まず1点目なんですが、市内の小学校であると残り何校、この工事を行っていくのか。

また2件目なんですが、この事業の内容に、ガラスの飛散防止工事等、様々な工事をされるんですが、この工事のスケジュールと、あとは、この工事によってこの授業に影響ないか、この2件について伺いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 諏訪議員のご質疑にお答えします。

この工事ですけれども、小学校10校のうち、今年度までに5校、犬山北小学校、今井小学校、池野小学校、栗栖小学校、東小学校を完了、来年度の犬山西小学校で6校実施となりますので、残りは4校ですが、そのうち楽田小学校と犬山南小学校は学校改修事業にて対応するため、この非構造部材の改修工事は予定しておりません。

そのため、対象となる残りは、あと2校、城東小学校と羽黒小学校で、犬山西小学校の次は羽黒小学校を予定しております。

次に、影響のほうなんですけれども、こちら令和6年度当初に設計業務を行い、設計業務終了後、工事に着手しますので、おおむね10月以降から3月にかけて工事を実施する予定です。

工事は、児童が学校にいる中で行うため、児童はじめ先生方にはご不便をかけますが、教育環境には影響がないように最大限配慮してまいります。

具体的には工事場所や工事時間を区切り、学校行事に影響が出ないように、工事スケジュールを立て、音の出る作業は児童の授業終了後に行うなどをしてまいります。

来年度予定する犬山西小学校においても、学校関係者と施工業者を交えてしっかりと調整させていただき、児童の学習環境に配慮して工事を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 7番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、大沢秀教でございます。私も第26号議案、令和6年度一般会計予算につきまして、3点、質疑させていただきます。1点ずつお願いいたします。

1点目、2款1項6目、議案書では68、69ページ、全員協議会資料は125ページと53ペー

ジです。53ページをご参照いただきながら質疑させていただきたいと思いますが、防災ハンドブック及びハザードマップの更新について質疑させていただきます。

現在の犬山防災ハンドブックとハザードマップ、いいものが作成されたなというふうにしてから、もう5年が経過するというごさいます、この防災ハンドブック、ハザードマップ、それぞれにつきまして、修正を加えなきゃいけない主な点、なぜ修正が必要なのか、そして、その修正点を市民の方にどうやってお伝えするか、分かりやすく。表記したほうがいいものと、もうあんまり表記するとごちゃごちゃになっちゃうものもあろうかと思いますが、その辺りの表記について、どのようにお知らせしようとお考えなのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、大沢議員の質疑にお答えをします。

防災ハンドブックについては、作成から5年が経過しており、防災に関する情報や市の担当部署の名称など、記載情報が現状と異なっている項目が増えております。

主な更新としては、令和3年に国が改正した避難情報です。避難勧告を廃止し、警戒レベル4では避難指示となり、必ず避難することとなりました。

そのほかにも、線状降水帯や、長周期地震動、分散避難など、近年の災害に関する情報についても掲載をします。加えまして、南海トラフ地震への備えに関する内容や、ペット同室避難についても情報の充実を図ります。

ハザードマップについては、土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域の県による見直しに合わせ、更新をします。

加えて、アンダーパスやCCネットによるライブカメラの設置位置、及び水位観測所などを明示し、避難経路や防災情報の収集に関する情報を記載します。

また、ハンドブック発行後に情報が更新されることもあるため、2次元コードによりホームページとリンクさせ、携帯電話などから最新情報を確認できるようなことも検討していきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。期待しております。よろしく申し上げます。

2点目でございます。2款1項9目、広報犬山のリニューアルについて、質疑させていただきます。

全員協議会資料は45ページと114ページに載っておりますが、事項別明細書の84、85ページでございます。この中に、新デザインのコンペティションの賞金20万円というのが計上されております。このデザインのリニューアルに当たって、デザインコンペの公募を行うということでございますが、コンペをどういうふうに行うのかというのが、私、イメージしにくいんですね。

デザイン案をどの程度、どういうふう募って、審査対象とするのか。例えば、表紙をはじめとする、もうぱっと見のデザインの変更ということなのか、あとは読みやすさとか、

段組だとか、写真の配置だとか、そういう細部まで提案を受け付けるということなのか。

そうすると、1回分の発行分を提案してもらって、それを審査するというレベルまでなのか、いろいろ想像はできるんですけど、はっきりイメージができないもんですから、その辺りについてお示しいただきたいと思います。

それと、事項別明細書でその下段に、デザイン作成業務委託料111万3,000円というのがあるわけですが、これはデザインのコンペ採用となって、賞金を受け取った方に改めてこれを委託するというものなのか、この2つの支出が関連があるのかどうかについてもお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えいたします。

広報の月1回発行、全戸配達、全ページ、カラー化を踏まえ、より分かりやすく、より親しみやすい紙面を目指すため、広報誌のリニューアルを予定し、デザインについては芸術性や創造性などを求めて決定するために、アイデアを広く募集するものです。

応募対象は、プロ、アマを問わず、市民も含めて個人、団体、事業者とし、募集の時点でコンペ用に用意する記事や写真などの原稿データを基に、例えば表紙見開き特集などといった、市が指定するページのデザインアイデアを提出してもらう予定です。

その後、応募作品の中から、市民の意見や専門的な視点を、実績を有するアドバイザーから助言をいただきまして、最終デザインアイデアを市で決定いたします。その最終決定したデザインアイデアを踏まえて、細部の紙面レイアウトの構成や、提示された以外のページのデザインなど、広報紙全体として発行可能なデザインというレベルを上げるというか、最後まで詰めるというところを、デザイン作成業務という形で考えております。

最終デザインアイデアとして採択された提案者が、実際に事業をしている者であって、その者が予算の範囲内でデザイン作成業務を受注可能な場合は、その者に随意契約にて発注することを予定し、それ以外の場合は入札で受注者を選定する予定です。

また、幅広く独自性のあるデザインアイデアなども期待して、個人での応募も対象とする予定ですが、自治体の広報紙のデザインという話題性ととも、コンペティションへの応募のインセンティブとして、最終デザインアイデアとして採択された事業者が、先ほど申しましたデザイン作成業務の受注を予定しない場合には、賞金を予定しております。

なお、この内容は、現時点の案であり、コンペティションの具体的な募集条件などは、今後アドバイザーなどの助言を基に最終決定し、6月頃に募集を開始する予定です。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） これもなかなか面白いなと思っておりますので、期待をしております。

3点目に移ります。9款2項1目でございます。小学校施設営繕でございますが、事項別明細書の244ページ、245ページ、この245ページの中ほどちょっと上に、小学校施設営繕の内容が説明されておりますが、先ほど諏訪議員も同じ項目のところで質疑をされましたが、

この内訳の中に、運動場整備工事の費用が計上されていないというところに注目をしたわけですが、これまでに示していただいております、事業別学校施設整備計画表、これに基づいて、学校施設の整備が行われていくものというふうに理解をしておりますが、この事業別学校施設整備計画表の中で、運動場整備の1番目に位置づけられているのが、犬山西小学校の運動場となっておりますが、令和6年度に運動場整備工事が実施されないのかどうか、そういうことだと思うんですけども、この運動場整備工事が実施されない理由について質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質疑にお答えします。

学校施設の整備は、犬山市小中学校施設の長寿命化計画の事業別施設整備計画表に基づき進めており、運動場整備工事は、犬山西小学校が優先順位の1位に位置づけられています。

令和4年9月議会で、柴田議長の一般質問にお答えしたとおり、小中学校の運動場整備は、令和6年度以降に実施するよう準備を進めてまいりました。

しかしながら、財政状況などから、令和6年度に実施すべき事業を選択する中で、学校の施設改修において、ほかに優先しなければならない事業があるため、令和6年度に小中学校の運動場整備については、残念ながら実施しないという判断に至りました。

ハード面の具体的な優先事業としましては、市内小中学校の共通事項として、校舎の雨漏り対応工事、これは継続して取り組んでおりますが、ほかに特別教室への空調設備設置工事、給食室の改修に向けた現況調査などがあります。

それに加え、犬山西小学校は非構造部材改修工事を予定しており、校舎の壁や天井など、非構造部材の耐震工事を実施してまいります。また、体育館は屋根防水工事の設計業務を予定しています。

このように、まずは児童の生命の安全、学校生活に大きな支障がある不具合の改善工事を優先して実施するように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 令和6年度、運動場整備工事が実施されない理由については理解をいたしました。

1点、再質疑させていただきますが、では、この事業別施設整備計画表が、いつからこの運動場整備について動き始めて実施されていくのか、今後の運動場の整備スケジュールについて再質疑をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質疑にお答えします。

運動場整備を行うことは、子どもたちの教育環境の向上に重要なことと認識しています。ただし、財政全体の状況もございますので、実施時期については、市長や財政部門とも調整し、早期の実施を検討していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 18番 大沢秀教議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも、第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算から、2件、質疑をいたします。

まず、1件目ですけれども、給食費の無料化の拡充ということで、全員協議会資料の69ページです。

これは歳入歳出両方関わりますので、予算書のほうでは、歳入は21款5項2目の46と47ページ、それから歳出については、9款1項2目、予算書の238ページ、239ページ、それから9款2項1目の予算書244ページと245ページということですので、お願いします。全員協議会資料のほうが分かりやすいので、そちらを中心に質疑をいたします。

無償化については、私も非常にいいことだと思っていて、来年度新たに小学校1年生の給食費を無料とするとあります。なぜ小学校1年生なのかなということで、もし入学ということと関係しているのであれば、小学校1年生もそうですし、また中学校1年生もそうだなというふうに思います。

目指すところは完全無償化だというふうに思っているんですが、小学校1年生が新たに加わって、小学校6年生と中学校3年生、9学年あるうち、これまで3学年をやるということなんです。これからはどのように進められていくのかなということと、毎年1学年ずつ増やしていくということだと、まだまだ4～5年、完全無償化にはかかるということにもなりますし、また、いろんなお母さんたちからは、例えばこの1年生を今回やるとして、2年生になったら、また負担が来るわけです。そういったこともあって、今後、この無償化についての進め方、それから今回、この1年生を加えるということになった理由を合わせてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 岡村議員の質疑にお答えします。

給食費の無料化は、子育て支援策として推進しており、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年9月から、小学6年生と中学3年生を給食費無料化の対象者に拡充しました。小学校、中学校ともに最終学年のときは修学旅行があること、また、制服やかばんの購入など、進学準備に係る経費があることを考慮したものです。

令和6年度から小学1年生を対象に拡充しますのは、小学6年生と中学3年生と同様に、小学校入学に当たって、学用品や通学かばんの購入など、経費負担があることを考慮したものです。

また、入学後も、義務教育の始まりで、何かと費用負担がありますので、給食費を無料化することで、子育て世帯の支援をしてまいりたいと考えています。

その後の拡充につきましては、国の動向を注視しつつ、市の財政状況を踏まえながら、その内容や方法も含めて検討を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきます。

この給食費の無償化は、全国的に広がっていきまして、特に県がやっていただけると、そこで広がりやすいということもあります。東京都だとか、それから群馬県なんか、ああいった関東のところが多いんですけども、やっぱりこの財政のこともあって、なかなか一遍に実施ということが難しいなということをおもっていますので、やはり愛知県にも働きが必要だなと思うので、その働きかけをぜひしていただきたいと思いますが、どうかという点が1点。

それから、無償化にならない方たちへは、事業の内容の一番下を書いてあるんですが、物価高騰のための給食費を改定ということで、小学校でプラス30円、それから中学校でプラス40円という形になってまいります。この上がる分ぐらいは、やっぱり市のほうで公費負担するべきではないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質疑にお答えします。

まず、県に対する要望のほうですが、給食は単に空腹を満たすだけでなく、食育を進める上でも重要なことと認識していますので、県に対しては、必要に応じ、要望していきたいと考えています。

また、国は令和5年6月に、こども未来戦略方針を閣議決定し、給食費無償化の実現に向けて、具体的方策を検討するとのことですので、国の動きにも注視していきたいと考えています。

次に、公費負担のほうですが、食材価格の上昇により、子どもたちに必要な栄養価を満たすために、令和6年度から給食費を改定し、小学校30円、中学校40円の増額を予定しています。値上げ分の公費負担につきましては、さきの11月議会で岡議員の一般質問にお答えしましたとおり、予定しておりません。

第3子以降の子ども、中学3年生、小学6年生に加え、来年度から小学1年生に無料化を拡大し、今後も拡大を目指し、保護者の負担軽減を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、2件目の質疑を行います。

全員協議会資料の83ページです。3款2項2目の（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園の建設事業費についてであります。予算書では、134、135ページになります。

今、新しい園を造ろうということで、この場所が田んぼが埋められて、造成をされています。この令和6年度に建物を建てていくということだと思っておりますけれども、5,457万円ということで上げられております。この建設工事のスケジュールはどのようになっているのか。

また、この名称なんですけれども、ずっとこの仮称で来ております、新橋爪・五郎丸子ども未来園が、これ仮称ですので、正式名称をいずれは決めていかなきゃいけないと思うんですけども、それについてはどのように決めていくのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員のご質疑にお答えいたします。

まず最初に、建設工事のスケジュールについてですけれども、建設工事は令和6年4月より工事着工し、工期は令和7年2月28日となります。建築工事の全体スケジュールは、今月開催予定の定例打合せ会にて示される予定です。

また、外構工事については、建築工事とは別発注となりますので、来年度の早い時期に入札事務を進める予定です。

次に、子ども未来園の正式名称についてですけれども、現在市内にある公立保育園は、議員もご承知のとおり名称は地区名を主としております。名称から市内全体のどの地域に位置するか認識することができます。したがって、新園名称は地区名や学校区など、地域が認識できる名称とする予定です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

特定財源のところに、ふるさと犬山応援基金繰入金として、5,097万円ということが上げられています。これにクラウドファンディングなどが含まれていると思うんですけれども、それと、ここの園に関しては、遊具の寄附なども集めていると思うんですけれども、基本的な姿勢として、私は公立園ですから、こういった遊具も含めてこの建物、そういったものは市が責任持ってやっていく、税で賄うと言いますか、国からも一般財源化はされていますけれども、お金が来ていると思いますので、そういったもので賄うのが筋ではないかと思いますが、認識をお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員の再質疑にお答えいたします。

クラウドファンディングによる寄附金は、新園の園庭で子どもたちがわくわくどきどきするような大型遊具の設置に係る事業費に活用させていただくものです。園庭に大型遊具を設置し、子どもたちが元気に遊ぶことのできる場所にしていきたいという思いに賛同いただける方からの寄附をお願いするものです。公立保育園の建築や整備に係る国や県の補助金は対象外となります。

今回の新園の整備は、ZEB化建築とするため、一部国の補助金の対象となりますが、財源の内訳の大半は、市債と一般財源で対応することになります。したがって、全体事業費も多額となることから、財源確保の観点から寄附金をお願いすることは、その手段の一つであると考えております。よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。議案質疑の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は16名であります。通告による早退は、1番 丸山幸治議員です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第3類の議案質疑を続行いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算から、6点質疑をさせていただきます。

最初の1つ目です。本町通りの路面サインについて、歳出のほうで7款2項1目、全員協議会資料だと91ページ、予算書ですと204、205ページをお開きください。

この路面サインですね、全員協議会資料に写真があるけど、車と歩行者が今共存しているような状態の道路で、これは埋め込むんじゃないで、写真を見ると道路に絵を書くような、サインを書くというようなものになっておりまして、一般的に歩車共存道路というものは、どちらかと言うと、車と歩行者が共存する中で、歩行者を優先するというを目的にやる人が多いんですけども、この全員協議会資料を見ると、どちらかと言うと、お地元の方は大変困っているというのもよく分かるんですが、目的としては、これは車を通りやすくするための事業という位置づけになっているんでしょうか、その点、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 久世議員の質疑にお答えします。

本町通りは、城下町における観光のメイン道路としてにぎわいを見せる一方、沿線や近隣の生活する住民の移動にも欠かせない道路としての役割もあります。観光客の増加により、歩行者が横に広がり、通行する車両の円滑な移動の妨げになっていることで、本町、中本町の地元から路面サインの設置要望が提出されました。

本町通り路面サイン設置については、車両の通行を優先する、歩行者を優先するという目的のものではありません。現在の美装化舗装にも、もともと道路の中央部と路肩部分に色を変えた舗装が施工してありますが、経年劣化により境目が分かりづらくなっております。

歩行者、車が共有する一般道であり、限られた幅員になりますので、観光シーズンや休日に訪れる多くの観光客の方々にも、この本町通り線について、生活道路であり、車も通行する道路であるということを認識していただく目的として、路面サインを設置するものでございます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑します。

自分も関わってる店舗がございまして、お客さんの動きを見ていると、道路を見て動いてはいないんですね。実際車が通ってきて、あっ、車通るんだって言って、そっとよけてはいるけど、人だかりになっていたりするところが危ないかなという感じですね。

だから、注意看板とかをそこの辺りに置いたほうが、目的にはかなっているのかなという気もするんですが、それだとこんなに600万円もかからないですよ。だから、路面にずうっとやっていった事業効果というのはしっかり把握したいなというところなんですけども、実際に今も確かに色が分かれています。茶色の部分と、青っぽいというかグレーな部分とで、もやとしてきて、確かに境目が薄いけど、それがはっきりしてるからといって、ここは車、ここは歩行者なんてことは多分思わないので、注意喚起を、いろんな店とかも協力しながらやるのが一番いいのかなという気はします。

一つ心配なことは、今でも路面の状態がかなり薄くなってきているということなんで、耐久性はどうかなと。水もつくわけだし、日も当たって、紫外線に対してもどうか。あとは祭りで車山の運行でかなり道路が傷まるけになるんで、それも影響はどうかなというところはどのように考えていますでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 久世議員の再質疑にお答えします。

設置を予定しています路面サインについては、色彩や柄を景観に配慮したデザインのサインですが、耐久性や耐用年数については、一般的な白線の区画線と同等となり、耐久性、耐用年数は、交通量や既存の舗装状態など、その道路環境にもよるんで、なかなか一概にはお答えできませんが、一般的な目安としては、一般道と同様に、5年から10年の耐用年数になると認識をしております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑します。

岡議員の一般質問で、いろんなところの白線がはげはげになっていると。これでまた城下町は優先のような形になるのも、今の観光に対する市民の見方からして、どうなのかなと正直思っています。

5年から10年で、これがはげてきた場合には、これは更新をしていくという予定で実施するのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 久世議員の再々質疑にお答えをします。

岡議員の一般質問と同様に、その状況ですとか、全体的なほかにもいろんな区画線という設置の要望は当然ございます。また今回の路面のサインにつきましては、普通の区画線より少し割高になっているということもありますので、そういったところも鑑みながら、また、今、久世議員がおっしゃられた、店舗などの協力も含めて、総合的にそういったところについては、5年から10年ですぐやるということではなく、そういったところも考慮しながら検討していきたいというふうに思います。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 分かりました。では、次の質疑、2点目の質疑に移ります。

湿地サミット開催業務委託料についてです。歳出のほうで4款2項1目です。全員協議会資料では94ページ、予算書は164、165ページになります。

前回、平成22年に湿地サミットを実施しております。そのときに、当時は70万円ほどでしたか、費用が、今回はもうちょっと多いわけですが、それで前回やったときに、どのような課題を整理して、それに基づいて今回また実施するという流れになっているかなと思ったんですけども、今回の湿地サミットについては、どのような成果を期待しているのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

湿地サミットは、県内13の自治体による輪番制で開催しており、いかに湿地を保護し、保存していくかをテーマに、各地の湿地を紹介し、意見、情報交換を行う場で、その主役はそれぞれの湿地で保全活動を行っていただいているボランティアの皆様です。

平成22年10月16日に、犬山市で第19回湿地サミットが開催され、当市の課題整理としては、今後の管理体制や湿地の環境学習等での活用、生物種の情報管理の在り方、湿地植生管理への対応が上げられました。それらの課題に基づいた、これまでの取組としましては、国有林内にある八曾湿地での保全活動を安心して行っていただけるよう、平成23年4月に、ふれあいの森における森林整備活動に関する協定書を犬山市と中部森林管理局の間で締結し、改めて八曾湿地を含む八曾国有林、36.07ヘクタールの整備を開始しました。

平成24年3月には、湿地読本として八曾湿地の成り立ちを発行し、植生調査などの成果を発表しています。

さらに、さきの協定の締結により、管理体制を整え、湿地の環境学習等での活用としては、観察会を実施し、湿地植生管理への対応として、定期的かつ継続的な保全活動を行い、継続が何より大切である湿地の保全活動に取り組んでいます。

植物種の情報管理の在り方については、様々な意見があり、市内に生息する希少な動植物共通の継続的な課題となっています。

また、不用意な湿地への踏み入れを防ぐために、令和5年度には湿地への立入り防止看板、八曾湿地紹介看板を設置し、今後は柵の設置などについても検討をしているところです。

令和6年度に開催予定の湿地サミットに期待する効果としましては、八曾湿地とヒトツバタゴ自生地である湿地での取組を紹介することにより、湿地サミットの目的でもある、意見、情報交換によって、新たなつながりや知識の共有などが深まり、湿地保全は継続が大切であることへの再認識や、新たな湿地保全の担い手発掘のきっかけになるように努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑します。

誰向けなのかを明確にしたいなと思うんですけども、関係自治体、13自治体ですかね、こ

これは県内で行うということなんで、これは関係者向けのサミットなのか、市民向けなのか。今、関わっていただくような団体の方々もあったけど、これはどこに向けて、主に実施されるものなんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えします。

基本的には、県内で現在だと13の市町がこの湿地サミットに参画しています。なので、この13の市町の行政の関係者並びにその湿地での活動を展開している、そういうボランティア団体や自然保全団体等々を中心にした、そういった取組となります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑です。

以前からフリースピーチでも、この犬山の希少生物をもっと市民に周知してほしいとか、そういう冊子が以前刊行されていたけど、全然更新がないとかいう指摘があったりしまして、犬山市もエコアップリーダーという組織が今もあるというふうに思っているんですが、市民を巻き込んで環境保全をやってきたというのが流れだったと思います。今回も今の答弁からは、そこが抜けているのかなと思ったんですが、市の方針として、市民に対して広く周知をするというものではないんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの再々質疑にお答えします。

現在、内容につきましては詰めをしておる状況です。先ほど申し上げた自然環境団体だとか保全団体だとか、そういったところには幅広く声をかけていきたいなと思っています。

ただ、内容によって発表ができるかどうかだとか、そういった出番の在り方というのは、今後のことになるとは思いますけども、そういったところはしっかりとお声がけをさせていただきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） あんまりコメントしてもいけないんですけど、市民というのは団体の方々も市民なんですけども、やっぱり主体的に取り組んでこられた方々が、その方々が、ほかの市民の方にも関心を持ってもらうようなきっかけとか、こういう方々がいて成り立ってるんだよと、環境保全は犬山市は市だけではなく、というところまで含めて打ち出せたらいいなと思っております。感想です。

3つ目の質疑に移ります。創業支援補助金についてです。

歳出6款1項2目、全員協議会資料だと100ページ、予算書は188、189ページになります。これは全員協議会資料を見ていると、いいことだと思います、基本的には。以前、委員会の中でも、2年、3年ほど前かな、やっぱり創業支援に対する行政のサポートが薄いんじゃないかなということも考えていて、意見を出したこともあるんで、これは非常にいい制度だと思います。

ただ、事業の内容を見ていくと、家賃とかが、あとは、相談業務の委託料とか辺りは、ほ

かの補助金とも絡むというか、重複するようなものが結構見られるんで、何か同じような補助金がだんだん増えてきてないかなという懸念というか、1回整理したほうがいいんじゃないかなという問題意識があります。

その中で、空き店舗活用事業費の補助金とかなど、小規模事業経営支援事業補助金と特に重複してる部分が多いんじゃないかなと思ったんですけども、そういった整理というのはされた上でこの事業が出てきているんでしょうか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

空き店舗活用事業費補助金につきましては、議員ご指摘のとおり、創業支援補助金と重複する部分があり、来年度から、創業支援の制度を始めることに伴い、廃止をします。

なお、来年度当初予算に計上されている費用につきましては、今年度認定した事業者の店舗改装費や家賃に係る経費を、完了後の実績により精査し、補助するため、請求及び支払時期が来年度になることにより計上しているものです。

また、小規模事業経営支援事業補助金につきましては、犬山商工会議所への補助金で、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づいて、犬山商工会議所が実施する事業の中で、各種指導相談事業を担う相談員等の設置や、専門家に係る経費を補助するものです。

この補助制度は、県の当該補助金の交付要綱に基づく補助対象経費のうち、商工会議所が負担する経費の3分の1以内で補助金を交付するものです。

確かに制度名称が似通っているものもありますが、各制度の対象者や仕組みが重複しないよう、商工振興に取り組んでおりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑したいと思います。

今答弁で、結構整理されて出てきているというのが分かりました。空き店舗補助金を廃止する方向だということなんですけども、今までの補助金の事業では駄目だったからそういうふうにするのか、一定の成果が得られて、空き店舗というのが解消されているから、そういう方向になっているのかという点についてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

空き店舗活用事業費補助制度は、中心市街地活性化を目的に創設したのですが、犬山、羽黒、楽田に設定している指定地区内での活用に限られていることや、業種を飲食業と小売業に限定していること、また、活用する空き店舗の判定が煩雑なこと等により、この制度の利用者が平成29年度に1件、今年度に1件と少ないことが課題になっていたこともあり、設立当初は非常に活用もされていたんですけど、だんだん今のような状況になってきたということもありまして、一定の役目は果たしたということも含めて、これまで当該制度の担ってきた支援を、今後は創業支援補助金によりカバーしていくものとして廃止を考えました。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。4つ目の質疑に移ります。

観光コンテンツ造成推進事業委託料についてです。歳出の6款2項1目、予算書ですと、192ページ、193ページになります。

これは以前、シェアリングエコノミーという名前が出てきていたものが、名前が変わって、実際にもうちょっと分かりやすくなったような、観光コンテンツ、体験型のメニューを造成していくというものだったんですけども、昨年度の委員会、建設経済委員会での議論の結果で、質疑の中の答弁なんですけど、これは観光協会に対して、随意契約だったんですけども、この随意契約ありき、観光協会ありきということは考えずに、幅広くこの事業の在り方については検討したいというような答弁があったんですけども、その後、どのような検討を行って今回出てきているんでしょうか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

令和5年度に観光コンテンツ造成推進事業委託の発注先を選定する際には、観光協会ありきではなくて、ほかへの可能性も検討すると答弁いたしまして、検討をいたしました。どのような検討を行ったかについてですが、本業務を実施するために必要な能力体制として、まず観光戦略に基づく観光施策を推進するものですので、戦略を十分理解し、観光分野に関する知見やノウハウを有しているか。次に、市民によるコンテンツ造成の支援に対し、きめ細かく丁寧に対応することができる人員と体制を有しているか。また、自ら観光に資するコンテンツを造成する能力や資質、体制を有しているか。観光分野の時世や状況を適切に把握することができるか。地域における宿泊施設をはじめとした観光関係者との連絡調整を適切に行うとともに、そのためのネットワークやノウハウを有しているか。そして、これらの業務内容と関係者を取りまとめ、全体をコーディネートする能力と体制を有しているか。こうした業務体制を適切に実施できるものを総合的に検討するとして検討させていただいたというところでございます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 検討はしたけど、結局は変わらないのかな、今の答弁だと。だから今までの説明と同じような説明を今聞いただけというのが率直な印象かな。

再質疑したいと思うんですけども、別に僕も観光協会は頑張ってると思うんですけど、この事業に関しては、事業が決まってから新しく人を雇ってやっていますもんね、担当者を決めて。だから、組織ということではなく、その人ありきになっているところもありますんで、そのノウハウというのがしっかり引き継がれて、それが観光施策に反映されてるなら分かるけども、どうなのかなと。

今まで成果が、シェアリングエコノミーのときに微妙だったと思うんですよね。それで、コロナもあったけども、だけど、やっぱりこれは大事なんだということで名前変えて上がってきているという事業だったと思うんです。その成果については、あったということなんでしょうか。そのまま継続して同じような形でやると。成果があればいいと思います。だから、

その成果についての考え方と、それで来年も同じようにやるのかということについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えをします。

まず成果としましては、先ほど申し上げました観光戦略だとか、市内の観光施策等々を展開している事業者だとかとのネットワークや、そういった体制を取っていただくこと、特にコーディネートをしていただくようなところを中心に考えています。これは継続した考え方としてあります。

この観光コンテンツの造成の結果としましては、以前までは本当に言っちゃなんですけど市民活動にちょっと広がったようなものを展開していったところもあるんですけども、今年度のまだ途中なんですけども、成果としましては、例えば犬山城の早朝開城だとか、ホテルとの連携を組んで、宿泊をセットにした、そういう展開だとか、そういうコンテンツとして、宿泊だとか滞在時間を延ばすような、本当に我々がしたいなと思っておるようなところの展開になってきているのは確かであります。

ただ、数としてじゃあどうだって言うと、びっくりするほどの数はまだ集められてはいませんが、これは継続をしてどんどんこういった方向で展開をしていきたいなと考えておりますので、来年度も同じように、観光協会ありきで考えるのではありませんが、そういった、こういう我々が求めているようなものをできるような団体とは、幅広に一緒になってやっていきたいなと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑します。

方向性は別に悪くないなと思いました。やっぱ観光のコンテンツ造成に着実に結びついてるんだなと、今の答弁からは感じたんですけども、例えば協働プラザがやってるような人材バンクとかで、かなり関連というか絡めると面白いなと思うようなものがあるんで、この随意契約とかありきで考えないほうがいいということを上上げていたつもりです。

そういうところの連携というのはやっていたか、これからやる予定かについてはどうでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの再々質疑にお答えをします。

今も久世議員からお言葉がありましたけども、地域協働プラザだとか、去年の段階でもそういうお名前も若干頂いておりましたので、そこからやはり我々も、相手さんのことを知らないというところもあったので、この業務ではありませんし、この業務を展開していく中でも、それぞれのコンテンツづくりの中では、声を掛け合いながら、ちょっとずつ関係ができていくのが事実です。

なので、これが来年度のこの事業を展開してくるのに当たって、より広く連携が取れるところは連携をしていく、また、そのほかの団体ともそういったチャンネルは作っておくとい

うようなことは、念頭に置いて展開をしていきたいと、そのように考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。5つ目の質疑に移ります。

観光推進事業負担金です。歳出の6款2項1目、予算書は192、193ページでお願いします。

これ、同じような名前が並んでるんですよね、この項目に。この内示書を見ると、観光PRキャラバン、パンフレット等作成、観光まちづくり事業等とあるんですけども、例えば、何か今までは大規模観光宣伝協議会とか、今回というか近年、名前が変わっていたりして、観光プロモーション協議会になるんですかね、負担金とあるんですけども、同じような名前が並んでいる。負担金ということで、ここも中身を精査したいなと思ったんですけども、負担金というのは、そもそも、以前から補助金、委託金、負担金、助成金と、いろんな何とか金というのはあるんですけど、ちゃんと整理をしたほうが良いということを申し上げておりました。

負担金という場合には、どこかの団体があったり、行政がその事業に参画をしている場合に負担をするという定義、明確にそれが示されているわけではないですけども、おおむねそういう共通理解かなと思っております。

これはどういう団体というか、どういう事業母体に行政が入っていて負担しているものなのか。昨年度、あとほかの類似するものと違いはどういう、類似というか、観光宣伝ばかりなんでこの負担金とかは、どうそれが差別化されているかということと、昨年度予算書を見ていると、観光宣伝事業負担金という名前になっていたんで、ほかの項目はほとんど一緒、これだけ名前が違って金額が一緒ということだったんで、何かこっそり名前変わっているんだなと思ったんですけども、これはなぜでしょうか。

以上、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

まず、こちらご質疑が委託ではなくて負担金なんですけども、この負担金は、まず委託は、発注者の本来業務を発注者に代わって受注者に実施してもらうという性格のものだと理解しています。本業務は、国や地方自治体、協議会など、複数の地方自治体等で構成する団体、あるいは民間団体等の行う活動により、市が特別な利益を得られることに対して、事業に要する経費の全部または一部の金額を支出する場合に該当すると考え、負担金としています。こちら今回の事業母体というのは、観光協会です。

こちら負担金として拠出することで、市が単独で実施することよりも効果があり、市にとって特別な利益を得られるものと考えておりますので、市も参加する複数の構成員等による協議会に拠出する場合と状況は同じものだと考えています。

ご指摘の宣伝事業から推進事業への名称変更についてですけども、この目的としましては、宣伝広報活動だけではなく、SDGs、持続可能な観光まちづくり事業などを、地域課題の改善に取り組み、持続可能な観光地づくりも取組項目として拡充したために、内容に合致するように名称を変更いたしました。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑します。

副市長に、覚えていると思うけど、負担金、結構議論しましたもんね。実際にある団体の負担金が補助金という名前に変わりましたもんね。今回の答弁を聞いてると、委託金に近いのかなと思ったんですけど、これは、どう定義してるんだろうなど。行政が恩恵を受けるといふか、行政でやってほしいことをやってもらっているということなのか、一緒にやっているということだとしたら、ほかの犬山観光プロモーションというのは、これはまた民間事業者も入ってるのかな。

だから、そのどういう団体があるかというのを、また委員会とかでもちゃんと区別してお示ししていただいたほうがいいかなと思うんですけども、内容について重複がないかどうかについて、答弁いただきたいのが1点です。パンフレットとかです。看板とか宣伝で、重複がないかどうか。率直に、大規模観光キャンペーンとどう違うんだろうという気はするんで、その点がまず1点です。

もう1個は、負担金の在り方として、今の答弁で、正しいのかどうかの定義について、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えをいたします。

まず、内容について重複といふか、大規模宣伝だと、プロモーション協議会というところと重複しないかというところなんですけども、そこはしっかりと気をつけて、展開をするようにしています。こちらのプロモーションというのは、もう文字どおり宣伝をしていくというような事業を中心に展開しておるものでして、こちらの事業のほうは、イベントキャラバンとかエージェント、インバウンドだとか、そういったこともこちらの事業のほうで展開してまして、しっかりと事業を展開するときには、協議をした上でやっておりますので、そういったことはございません。

2つ目の負担金の定義なんですけども、これは先ほどの繰り返しになりますけども、委託は発注者の本来業務を発注者に代わって受注者をお願いをして実施してもらおうという性格のもので、この負担金の今回のこの業務は、市が特別な利益を得られることに対して、事業に要する経費の全部または一部の金額を支出する場合に該当すると考えていまして、一緒にやっていくというような性格のもので位置づけをさせていただいておるところでございます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 分かりました。負担金と名前がついても、いろんな性格があるんだなということだと思います。ここはしっかりと今後整理していきたいと思います。

6つ目の質疑に移ります。蟬屋長塚線予備設計委託料、歳出の7款4項4目、予算書は218、219ページ、全員協議会資料ですと88ページでお願いします。

一般質問で質問も続いております。僕も、これは非常に早くやるべきだ事業だと、犬山市全体にとって非常に重要な事業だと思っております。

今年度、基本設計で約1,200万円が予算化されていた。来年度予算でもこうして出てきていると。予備設計という名前がついています。現在、土地取得については、どのような状況なんでしょうか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 久世議員の質疑にお答えいたします。

光清議員の質疑でお答えしたとおり、令和6年度の予備設計によって、用地幅を確定した後、用地測量、物件調査などを行い、用地買収を進めるものであるため、現時点で買収したという道路用地はございません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑します。

土地の交渉ってすごく時間がかかるし、信頼関係をしっかり構築した上で、その土地を譲っていただくという形なんで、やっぱりいろいろ決めてそれから交渉となると、そこからまた時間かかったり、だからここでどかんとお金をかけても、土地取得がいざ順調に進みませんと言って進まなければ、これ今までの道路行政がそうだったとは言いませんが、これだけ期待をあおってという言い方はよくないけど、期待を喚起しながら、実際にできませんということとは絶対避けなきゃいけないと思うんです。

だから、事前にある程度の交渉をすとかいうことは、もう既にやっているのかなと思ってはいたんですけども、そういう事前交渉のようなものが全くないのか、多少はあったのかと、あと都市計画決定がされてからもう50年以上過ぎている、昭和46年ですかね、に都市計画決定がされている路線なんで、だから地図とかを見ても、ちゃんと線は書いてあるんですよ。だから、予備設計で、具体的にどこかという前に、大体この人のところは抵触しそうだとか、あと、都市計画決定がされた後というのは、基本的に不動産取引の中でも多少値段が安くなったりとか、市場価格にも影響を与えているので、その買っていたり持っていたりする方の認識としてはあるはずなんですよね、ここが対象になるというのは。だから、そういった構想を行政から、構想というか、事業化した際にはお願いしますねって一言挨拶に行くだけでも随分違うと思うんですけども、そういったことがあるのかどうかについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 久世議員の再質疑にお答えします。

今おっしゃられたとおり、道路に係るところの大部分というのは、大体都市計画道路の線で分かるということもありまして、これまで特にそういった交渉等を事前に、事業の説明だとか都市計画道路についてという説明はしておりませんが、一番多く土地をお持ちの方が交差点近くにございますので、その方についてまず今年度、ご挨拶というか、接触をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 15番 久世高裕議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第3類について、他に質疑はございませんか。

16番 柴山一生議員。

◎16番(柴山一生君) 私は、3つお伺いしたいんですけど、1つ目が、基幹業務システムについて、2つ目が、パートナーシップ、それから、3つ目が防災ラジオなんですけど、全員協議会資料で49ページ、これを考えてみると、大きな変化だなと僕は思ったんですよ。今までは自治体を中心にやっていた業務を、今度ガバメントクラウドというのに乗り換えていくんですけど、このガバメントクラウドというのは、これ英語を使っているのもそうなんですけど、何となく最近、やばいなと思ってきたんですよ。

これって、このガバメントクラウドに上げる情報、ここに書いてあるんですけど、住民基本台帳、税、保険、福祉、市役所の根幹にわたる重要な情報がこれ、ガバメントクラウドですから、そのガバメントクラウドに全部上がっていくということでよろしいか、向こうのサーバーに上がっていくということでよろしいのでしょうか。

◎議長(柴田浩行君) 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長(井出修平君) ご質疑にお答えします。

こちらに書いてありますとおり、情報がクラウドのほうに上がっていくという、こう理解しています。

◎議長(柴田浩行君) 柴山議員。

◎16番(柴山一生君) それで調べたんですけど、このサービスを行う会社というのはどういふところがあるのかなと思って見たんですけど、結局、アマゾンウェブサービスいうのかな、その次はグーグルクラウドプラットフォーム、それからマイクロソフトアジュール、オラクルクラウド、インフラストラクチャーと、これみんなアメリカの会社なんですね。あれっと思ってね。日本の情報はこういった役所の情報、ああ、アメリカに上がっていくんだっというのを思っているんですけど、それは認識されてますか。

◎議長(柴田浩行君) 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長(井出修平君) 再質疑にお答えします。

今、柴山議員がおっしゃられたAWSジャパン、グーグルクラウドジャパン、日本マイクロソフト、日本オラクルという形で、元はアメリカの企業です。

今年度、さくらインターネットという会社が、これは国内の事業者なんですけど、条件付きという形で認められたそうです。なかなか認められるためのハードルが高いということが言われているということでして、私も個人的には国内の事業者になってもらうといいなと思うんですけど、これは国の形で決めていくところですので、乗っていかなあかんというふうには思っています。

◎議長(柴田浩行君) 柴山議員。

◎16番(柴山一生君) 再々質疑になっちゃうんですけど、僕自身もマイナンバーカードをすぐ作って、それに保険の情報をひもづけするとお金がもらえるからということで、喜んでほいほいとやったし、あと口座ですね、支払い口座の情報もつけるとまたお金もらえるよっ

て、これは行かなあかんと思ってやったんですけど、結局これって結構やばい話かなと僕は思うんですよ。

先ほどの誰かの質問で、全国市長会でも、それは補助金の話だったと思うんですけど、それ以上にこの情報でもうアメリカで一括してキープ、何て言うかね、取り放題に取っていくという、そういう流れができるのというのは、やっぱりこれ、日本という国なくなるんじゃないかなという気がするんですよ。

ですから、そこってちゃんと、全国市長会でしっかりこの制限ですよ、そういったことをかけるように、市長のほうは話をつけてくれる、そういう決意があるんですか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 柴山議員の再々質疑にお答えをいたします。

我々の認識も同じです。私たちの情報がゆえに日本でやるべきことだと思っています。ですから、今、愛知県のこの私たちのエリアの9市の市長会のほうで、意見書として上げていく段取りを進めているところであり、その中に日本の企業の育成を国が責任を持ってやることという位置づけの中で、これから意見を申し述べていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ぜひよろしくお願いします。

2件目です。全員協議会資料の51ページですけど、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が始まりますということで、本当に市長はじめ担当課の方は本当によく頑張ってくれたと思います。1年でこれをまとめ上げて、この4月1日からスタートというのは、これも本当に至難の技だったと思うんですけど、本当によくやってくれたと思います。

質疑は、これは27万円なんですけど、これって、パートナーシップ証明書を作るための予算と、それ以外何もなしで、それだけでよろしいんですかね。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 柴山議員の質疑にお答えをします。

この27万円の内訳なんですけれど、こちらのほうは、消耗品費が3万5,000円、それから印刷製本費が11万3,000円、通信運搬費が1万4,000円、普及啓発の委託料が6万円、チラシ等デザインの委託料が3万円、それから、会場の借上料として1万4,000円ということで、この中で行っていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 再質疑したいんですけど、前から言っていますけど、これの宣誓制度の効果というのはいろいろあると思うんですけども、要綱の中にも、要綱を読んだけど、余り具体的には書いてなかったような気がしたんですけど、例えば、彼らが困っていると言うか、いつもぶつかるのは、部屋を借りるときに、同性同士ではなかなか借りづらいとか、あるいは病院の何て言うかね、相手の方が意識がない、そのときに何か手術する、相手が、

そのパートナーが印鑑を押すことはできないとか、そういうことがあるんですけど、この証明書があれば、それをできるように、まだ恐らくやっていないと思うんですけど、できるように、この証明書があればできるようにする流れにあると考えてよろしいんですかね。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 柴山議員の再質疑にお答えをします。

こちらのほうなんですけれど、まず制度の方がスタートするんですけど、どこでどういうふうにという部分につきましては、これから考えていきたいと思っております。

特に病院とか、先ほどの不動産関係とか、多岐にわたりますので、これからどういうところで使えるかという部分については考えていきたいと思えます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ぜひスピード上げてやっていただければと思います。

3つ目聞きます。防災ラジオ、災害時の緊急放送設備なんですけど、放送設備設置工事請負費、これ説明していただけますか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 柴山議員の質疑にお答えをします。

こちらのほうなんですけれど、緊急放送ができるように、庁舎内のほうに、こうした発信ができるように、設備のほうを整えていきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 再質疑します。

これは、例えば愛知北エフエムが発信した情報をここで受ける、受けてまた出す、どんなふうなんですか。どういう設備を作るか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 柴山議員の再質疑にお答えをします。

こちらの庁舎内で発信したものを、愛知北エフエムの電波に乗せて、緊急放送のほうを放送していきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） なるほど。再々質疑、確認しますが、ここでの情報を愛知北エフエムにだけですね、ほかじゃなくて、そこだけに送る、送る方法も説明していただかないと、どうやって送るか知らんけど、それを愛知北エフエムから何か線でつなげばいいのかな、その辺は知りたいんで教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 柴山議員の再々質疑にお答えをします。

こちらなんですけれど、市のほうから、緊急時に放送、発信をしまして、それを愛知北エフエムの電波に乗せて放送します。

それで放送のほうは、愛知北エフエムのスタジオのほうから流すわけではございません。あくまで市のほうから発信のほうを行います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木伸太郎です。第26号議案から4件質疑させていただきます。

予算書の218、219ページで、7款4項4目で、楽田桃花台線道路整備4,959万8,000円ということで、東西軸の整備ということでありがたいなと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員、さっきの柴山議員みたいに、4つまず項目を言ってもらっていいですか。

◎13番（鈴木伸太郎君） 7款4項4目、218、219ページの楽田桃花台線について1件、それから252、253ページ、9款3項2目、中学校図書館の事業用図書購入費について1件、それから、286、287ページ、9款5項10目文化史料館南館施設企画活用業務委託料552万1,000円、それから、298ページ、299ページ、9款6項3目、犬山市体育館太陽光発電蓄電池交換工事請負費1,650万円、以上4件、質疑いたします。

218ページ、219ページの楽田桃花台線道路整備4,959万8,000円なんですけど、先ほど申し上げましたが、東西軸の整備ということで期待をしておりますが、以前の一般質問で、急坂があります。来年度の整備する場所が急坂に当たるところで、冬季の凍結対策とか、高校生の通学道でもあるというところで、そういうスリップ防止とかの安全対策をお願いをしておいたわけなんですけど、ここは何かそういう要素が入れられているのでしょうか、まず質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木議員の質疑にお答えをいたします。

現在進めている楽田桃花台線の整備につきましては、現状と同じアスファルトでの舗装を進めており、特別な凍結防止対策として行う予定はありません。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 分かりました。再質疑です。

地元の町内のほうから、県立犬山総合高校の正門のほうから来る道路との交差点、十字路の辺りの安全対策が出ていたと思うんですが、この辺りは今回、来年度の予算のところでは何か事業がされるのでしょうか、再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木議員の再質疑にお答えをいたします。

犬山総合高校西側の市道と楽田桃花台線の交差点につきまして、安全対策としましては、現在舗装が非常に悪いというところもございますので、舗装の打ち替え、また、あと区画線のほうの引き直し、それから、カラー舗装を安全対策として予定をしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 了解しました。2件目です。252ページ、253ページです。

9款3項2目で、中学校の事業用図書購入費というのが、来年度は150万円、予算化されておりますが、令和3年度が300万円、令和4年度が450万円、令和5年度が250万円ということで、でっこみ引っ込みあるんですが、来年度はここ数年で比較すると、特に少ないなどという気がするんですが、これはどういう事情なのでしょう、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質疑にお答えします。

学校図書館の図書購入は、小中学校全体で考えております。令和6年度は小学校に重点的に図書を整備する計画です。特に小学校低学年の図書を購入したいと考えております。

小学校の図書購入費のほうですが、予算決算の額として、令和4年度の決算は299万8,295円、令和5年度の予算は500万円、令和6年度の予算は600万円ということで措置をさせていただいております。

こうした中、全体の予算には限りがありますので、中学校は減額とさせていただいております。

先ほど申しましたが、小中学校全体のバランスの中で計画を立てさせていただいて、小中学校、順番に計画的に図書の整備を行っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 本が新しければ全ていいというわけではないので、そういうお考えで事業をされてるということが分かりました。

再質疑です。

以前から犬山市は読解力の強化ということで、別に全国で何番になろうが、そういう考えでやっていただければいいと思うんですが、小学校のほうは増額という、今お話を伺いましたが、この今、小中学校合わせてという話があったんで、合わせてお聞きしてもいいのかなと思うんですが、その読解力の強化について、この今回のその増額、減額と何か関連づけはあるのでしょうか、再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質疑にお答えします。

本を読むということは、直接読解力の向上につながっていくものだと考えております。今後も学校司書や専門家の意見を聞きながら、図書の適正な整備に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 期待しております。

3件目です。286ページ、287ページです。9款5項10目、文化史料館南館施設企画活用業務委託料552万1,000円で、昨年度から40万2,000円ほど増額になっております。令和4年度の決算審査意見書、監査のほうからの決算審査意見書で、この文化史料館南館の比較活用業務委託料については、どれだけの集客になっているのか、しっかり分析をするようにという監査委員からの指摘がありました。これは投資した額と入館料とを何年でペイするかみたいな話の中から、こういう監査からの意見がついたわけなんですけど、来年度、これについては、この監査の指摘事項と絡めて、どのようなお考えなのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質疑にお答えします。

文化史料館の南館の企画活用業務委託料ですが、この増分の説明としましては、この委託料の大半が人件費ですので、昨今の人件費の上昇分を鑑みまして、市の非常勤職員の単価を参考として必要な額を上げさせていただいたということです。

監査の指摘もいただきましたので、史料館南館のソフト面の充実というのは一層図っていかないといけないと、内外へのPRや見せ方など、より工夫しながら、来館者の増加につなげていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） これも期待しております。

4件目です。298ページ、299ページ、9款6項3目です。犬山市体育館太陽光発電蓄電池交換工事請負費1,650万円です。蓄電池を交換するんだなと思うところだと思うんですけども、たしかこの体育館までできて10年たつたないかぐらいで、早いなという気がします。

これ何で替えるのか、それから今までどのくらい、お金では言っていれば分かるんですが、分かんなかったら何か数字で、要はこれだけ多分、設立当初に、何千万円か投資しているんですが、それはちゃんとペイできてるのか、その辺りを質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質疑にお答えします。

この蓄電池のほうなんですけれども、昨年6月に、この太陽光発電の蓄電池の機能が低下しました。専門業者が調査をした結果、落雷が原因だと分かりました。太陽光発電の機器のうち、蓄電池以外は正常に動作しているということも判明しました。

体育館は災害時の避難所に指定されておりまして、防災拠点として非常用電源の確保は必須だと考えていますので、今回予算の計上をさせていただいたものです。

非常時ですが、昼間の蓄電によりまして、メインアリーナ、サブアリーナ、それからトイレ、通路、防災倉庫、事務所、医務室などをカバーして、電源が供給されないときでも、照明がつくようになっております。

電池単体で24時間は持ちます。昼間に太陽光発電をすれば、長期間照明の対応ができると

いう仕組みになっております。

最後に、金額のほうなんですけれども、あくまで参考数値としてお聞きいただきたいですが、建設当時、平成28年当時の試算ですけれども、年間で34万円ほどということで、34万円試算しておりました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 落雷だということと、あとやっぱり避難所の絡みで設置しなければいけないんだということが分かりましたが、再質疑です。

多分、当初は国からの補助金か何かで設置されたと思うんですが、今回この1,650万円の財源の内訳はいかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質疑にお答えします。

今回は一般財源で対応いたします。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 再々質疑です。

一般財源でということだったんですが、非常時にはほかの発電設備の設置とか、多分、恐らくそっちのほうが高いから、これになったんだと思うんですが、何かそういう協議とかされたのでしょうか。されたのであれば、その経緯を簡単にお話しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 再々質疑にお答えします。

蓄電池を替えるだけではなく、ほかの発電機を入れるとなると附属の機械等、いろいろ全体で改修をしていかないといけないものですから、そういった方向での、もちろん検討はしましたが、今回は蓄電池のみの交換ということで対応させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） お諮りいたします。議案質疑の途中ですが、午後2時10分まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

再 開

午後2時10分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第3類の議案質疑を続行いたします。

ご発言を求めます。

11番 岡 覚議員。

◎11番(岡 覚君) 11番の岡 覚です。第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算について、各議員が質疑した中から関連する質疑を3件、お願いいたしたいと思います。

全員協議会資料で言います。1件目は、54ページの防災ラジオに関してです。2件目は、88ページの蟬屋長塚線です。3件目は、94ページ、湿地サミットに関してです。

1件目について、待ちに待った事業だというふうに認識しています。この中で1点は、令和6年度の対象者で、こういう条件で希望する人と書いてありますが、1世帯当たり、例えば離れがある、世帯分離はしてなくても1階と2階で、1階と3階で遠いとかいう形で、この地域に住んでいれば、1世帯2台とか、そういう複数台もオーケーなのかどうかというのが1点です。この文章を読む限り、オーケーだというふうに私は理解していますが、どうなのかということですね。

それから2点目、この地域外、対象外でも、実費を出すのでどうしても欲しいと、いろんな方が見えると思うんです。例えば、消防団員で、自分の住んでるところはその地域じゃないけども、自分の守備範囲の中にはそのエリアがあるとか、それから、各種の配達業務をやっている人、郵便局ですとか、牛乳屋さんですとか、新聞屋さんですとか、いろんな配達をやっている業者等を含めて、金は出すので、やっぱりちゃんと知りたいと。我々市議会議員もやっぱりその地域じゃなくても知りたいという思いがあって、実費は出すがねと。実費を計算しますと、これ300台で495万円ですから、1万6,500円に購入者負担の1,000円を足して1万7,500円ですので、これは出すから、要するに、実費で購入したいという希望者に対してはどうするのか、この2点、お願いいたします。

◎議長(柴田浩行君) 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監(武内雅洋君) 岡議員の質疑にお答えをします。

まず、こちらのほうは1世帯を1台としておりますので、例えば同じ敷地に棟が2つあってという場合は対象にはなりません。

ただし、先ほど岡議員もおっしゃられたように、世帯分離をしている場合は、1世帯とカウントしますので、そちらのほうはオーケーとします。

それから、2点目なんですけれど、こちら今年度は対象者以外の販売のほうは、現在は考えておりません。こちらのほうなんですけれど、先ほどの300台というスケールメリットで今1万6,500円ということになっておりますので、例えばその部分は1万6,500円で契約をして、それ以外に必要な場合は、別発注であれば高くなる可能性もありますので、今年度、そうした要望が多ければ、次年度以降どうしていくかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長(柴田浩行君) 岡議員。

◎11番(岡 覚君) 今、次年度以降という話もありましたけれども、これはやはり待ちに待った事業だと言いましたけれども、そういう面では、1世帯の中でも上の世代のほう

心配なんだと、我々も欲しいというお宅は、世帯分離してなくても必ず生まれるというふうに思っていますし、今言ったようないろんな仕事をやっている方が、いや俺やっぱり欲しいわという人がいると思いますので、年度途中でも、この地域内の人に、1世帯でなくてここに人と書いてありますから、1世帯って書いてないんですけど、人って書いてあるもんですから、私は1世帯に1台じゃなくて、ここの地域に住んでいる人に、希望する人にとという表現ですので、それはやはり年度内で、今の予算はそうかもしれないんですが、年度内で検討すべきだというふうに思いますが、質疑しますし、この地域を外れる方でも、必ずそういう人が待ちに待った事業だけに、そういう人が必ず生まれると思いますので、年度内にもう一度検討して対応すべきだというふうに思いますが、そうした検討をされるかどうか、再質疑をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 岡議員の再質疑にお答えをします。

こちらのFMラジオのほうなんですけれど、先ほども説明したように、こちらはプッシュ型で緊急情報が受けれるようになっております。通常、スマートフォンのほうで、あんしんメールを登録していれば同じ機能となりますので、普通は電波が届けば、そちらのほうで通常どおり対応いただくということになっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 私は質疑したつもりなんですけども、質疑に対しての答弁ではなかったというふうに理解しますが、今の答弁がそういうことなんだろうというふうに思います。

2件目、蟬屋長塚線で先ほど都市整備部長から答弁がありました。私どもあの地域に長くおるものとしての認識は、土地については部長答弁しましたけれども、あの上に建っている家屋というか建築物ですね、何軒かあることも事実ですが、その方たちも承知しているよと、都市計画道路がここに来るんだから、いざ事業を始めると言ったら、その方たちはどのくらいもらえるはずになってるよというふうに説明を受けてきましたけれども、ですから、久世議員から質疑がありましたけれども、そうした心配はないんだと、速やかにこの予備設計を進めて、地権者に話に行けばスムーズに進むはずだというふうに私どもは思って、今までの説明からそういうふうに思っていますけれども、それでいいのかどうか。またそんなところで時間を費やすようなことはおかしいと思いますので、その辺、明確な答弁を部長からお願いしたいと思いますが。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 岡議員の質疑にお答えさせていただきます。

当然、家屋を都市計画道路上に建てるときは、53条という許可を受けて建てておりますので、そういったことにはなるかと思いますが、一部は家屋にかかるだけで、あとは大半が土地になるというお方も当然見えるので、土地だけかかる方ももしかしたら見える。そういう方については、先ほど少し土地を広くお持ちの方とお話をさせていただいたんですけ

れども、そういった方もお見えになるものですから、その方については、岡議員のおっしゃるところとまた別の観点から、事前に事業について接触を考えていきたいと、そういうことで、皆さんを全て当たっていくということではなく、それは逆に言うと、今後、予備設計の後に、住民説明会等を予定していますので、そういった中で伺いをしたり説明をしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 期待していますので、よろしく願いします。

3件目、湿地サミットに関連しまして、私、どこで発言、多分環境審議会だと思んですけども、マメナシがいわゆる湿地植物で、希少な湿地植物で、このマメナシに関しての自然保護団体もありますし、市民への様々なアピールの活動をやっている団体がありますが、そのマメナシサミットというのもあったはずなんですけれども、この湿地サミットに合わせて開催していく方向で検討していきたいという旨の発言が、たしかあった記憶がありまして、いつどこでだと言われると、頭の中にないんですけども、いずれにしても、この湿地サミットが、輪番制で犬山市での開催ということで、犬山市はそういう面では湿地の中の希少植物としてマメナシがありますので、このマメナシに関しても一つのテーマとして、私は開催していくべきだ、準備していくべきだというふうに思っていますが、この点に関してはどうなのか質疑します。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

マメナシに関しましては、大変希少なものであるということは同じ見解でございます。

今回の湿地サミット、今、テーマのほうは、まず八曽の湿地だとか、あとはヒトツバタゴ自生地というのが、今、我々の中では、ここをまず中心にというようなお話はありますが、先ほども申し上げましたとおり、まだ内容についてはこれからというところもございますので、このマメナシというところも、犬山の誇るべきものだということも念頭に置いて、一緒になって検討はしていきたいと思えます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第3類、第26号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第4類、第27号議案から第33号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

4番、光清 清議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは第32号議案、令和6年度犬山市水道事業会計から1点、質疑いたします。

議案では459、460ページ、資本的支出1款5項1目、投資有価証券があります。多分、これにつきましては、ほかの資料を見ますと、キャッシュ・フロー計算書とか、貸借対照表を

見ますと、現金預金が現在10億円以上あるということですので、これを運用するということが、今回計上されていると思いますが、この投資支出の具体的な内容について質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 光清議員の質疑にお答えをいたします。

給水人口減少などで収入も減少することが想定される中、少しでも利益を上げるための方策として、令和5年度に水道資産を運用していくための基準を策定し、令和6年度予算として、水道課所管の現金預金残高、今おっしゃられた10億円以上のうち、有価証券購入として1億円を計上しました。

これに伴いまして、今後は利益が上昇する傾向にあるというふうを考えておりますので、1億円で5年、地方債を購入する予定で、想定として利息としては、年に約0.3%の収入を見込んでいます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。そうしましたら、再質疑をさせていただきます。

先ほど言いましたが、現金預金が10億円以上あるということであると、これをもっと増やしたらどうだという考えもあります。一方で、配水管とか施設更新で、水道事業は非常にお金がかかりますが、今後、この投資をどのように増やしていくのかどうかも含めて、今後どうしていくか、再質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 光清議員の再質疑にお答えをします。

先ほども答弁させていただいたとおり、5年債を購入する時点で、原則として購入した時点から5年間、この投資額が満期に来るまでは、保有されるということになりますので、現金預金として全てが自由に使われるものでもなく、この中には、先ほどの10億円以上という中には、未払い金ですとか、使用目的に沿って確保しておかなければならない引当金等が含まれております。

さらに、令和2年度に策定した経営戦略に基づく管路施設の老朽化を進行させない積極的投資に係る費用の財源の確保も必要となりますので、まずは1億円の投資で始めてみて、今後の収支バランスに配慮しつつ、さらなる投資については、検討をしていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第4類について、他に質疑はございませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。第32号議案、犬山市水道事業会計予算から、2件、1件目は、455ページの収入について1件、それから、その下の予備費について1件、

合わせて第32号議案からは2件、それから、第33号議案、犬山市下水道事業会計予算の中から2件、1件目は、485ページの業務の予定量について、それから、491ページの支出の污水管渠費について1件、合わせて4件質疑いたします。

1件目です。第32号議案、455ページなんですけど、業務の予定量というところで、給水戸数、ごめんなさい。失礼しました、その下だった。収入で、令和6年度が令和5年度に比較して、水道事業収益が2.4%減、営業収益が3.5%減と、金額にしてそれぞれ3,150万円、4,240万円と、かなりの額の減額の予算立てになっているんですが、結構厳しいなと思っております。これはどういう理由で、これだけ減っていくのかというところをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木議員の質疑にお答えをいたします。

令和6年度の予算の給水量は、家事用については、人口減少と、節水型の機器の普及に当たり、導入に当たって、1人当たりの使用水量が減によって、対前年と比べますと0.9%と見込んでおります。

また同様に、業務用につきましても、景気回復を少しずつ兆しは見せていただいておりますが、増加も微増ということで、ほぼ横ばいのマイナス0.5%と、そういったところから収入が家事用が減っているということから、収入が減ということになります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今の説明ですと、家事用が0.9%減、業務用が0.5%減ということで、合わせると、この収入の事業収益マイナス2.4、営業収益マイナス3.5という、そういう数字になるのかな。ちょっと分かんないところもあるんですが、そういうことをなんだと、一応理解はしておきます。

そこで、普通、売上げを増やそうみたいな話にはなるんですが、何といたってもでも水道なんで、環境に配慮したりとかいうところで、増やせばいいという話ではないということは理解しつつも、このまま毎年減っていくと、将来的には厳しいなという気がいたしますが、利用促進というか、適正な歯止め対策とか、適正な利用促進、PRとか、営業活動とか、そういうことは来年度される予定はあるのでしょうか、再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後2時29分 休憩

再 開

午後2時30分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質疑にお答えをいたします。

今後につきましては、都市計画課などと連携を図りながら、開発の促進ですとか人口増、産業課と連携を図りながら、企業立地などによる業務用の増などを進めていきたいというふうに考えておりますし、先ほど光清議員の答弁でもありましたように、少しでもそういった証券を購入して、賄っていくということで考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 分かりました。2件目です。第4項予備費が、令和5年度までは、予備費で1,000万円が令和6年度には500万円に減額されておりますが、昨今の災害対策状況、復旧状況を見ると、減額したのはなぜかというのがよく分からないので、増額なら分かるんですが、減額はなぜか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

再 開

午後2時32分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 予備費の減額につきましては、実績を基に、ほとんど利用されるということもなく、また、もともと令和3年度頃までは500万円を上げて対応をしようという考えがあったんですけど、やはり実績がないということで、今回500万円に下げたということでございます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 実績がないということで、実績がないのはいいことだなと思いつつ、理解しました。

第33号議案の2件に移ります。

第33号議案、485ページです。業務の予定量というところで、よく分からない数字が出て、（1）の処理戸数が1万9,800戸で、令和5年度に対して100戸プラスというのはまあいいです。分かりました。

（2）の年間総排水量が、これが昨年よりも1万100立方メートル減っているんです、年間総排水量が減っている。だけど（3）1日平均排水量は、11立方メートル増えているんで、要は、全部だと減っているけど、1日平均で計算すると増えているというのが、これ計算方式が、よく分からないんで、教えていただきたいんですが。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木委員のご質疑にお答えします。

年間総排水量を、365日で割りますと、1日の平均がこれですけれども、それをさせていただきますと、1万4,115.6ということで、切り上げて1万4,116立方メートルということになるものですから。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後2時35分 休憩

再 開

午後2時37分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

昨年度につきましては、366日ございましたので、それと比較しますと今年度につきましては365日ということで、令和5年度の予算書が366日の1日の平均の数字になります。そうしますと1万4,105立方メートルになります。今年度の令和6年度の予算書ですと、365日で割りますので、こちらに書いてあるとおり1万4,116立方メートルということになりますので、ご理解をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 私の単純なうるう年の見落としということで失礼いたしました。ありがとうございました。

4件目です。491ページの支出のほうで、汚水管渠費1億909万6,000円、前年プラス2,573万2,000円なんですけど、前々から管の更新というのはずっと言い続けてきたんで、ありがたいなと思うんですが、ご存じのように、この地震で下水というのはすごい被害を受けていて、この管渠の管理に対して、ひょっとしたら来年度、この地震に絡めて新たに投資が必要だというような話にならないか、ひょっとしたらなるかもしれないか、そこら辺、現状のもくろみを質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後2時39分 休憩

再 開

午後2時40分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木議員のご質疑にお答えします。

来年度特にこれといって今回能登半島の地震があった、そういったことを加味して特別なことをやるわけではありません。これまでも、平成26年から耐震については逐次やってきておりまして、ご存じのとおりマンホールと管渠の継ぎ手ですとか、あと、避難所への、下水道が通っている避難所については、マンホールトイレの設置、そういったことを今までずっと進めてきたということをやっておりますので、新たに何か来年度これだつていうことで、予算を特別上げているというものはございません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第4類、第27号議案から第33号議案までに対する質疑を終わります。

これをもって、全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

令和6年2月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《総務委員会》

第1委員会室

議案番号	件名
第4号議案	犬山市表彰条例の一部改正について
第5号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
第6号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について
第7号議案	犬山市職員定数条例等の一部改正について
第8号議案	犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第9号議案	犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第10号議案	犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第12号議案	犬山市手数料条例の一部改正について
第18号議案	犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第21号議案	犬山市監査委員の選任について
第22号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第23号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第24号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第25号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第26号議案	令和6年度犬山市一般会計予算 第1条の第1表 歳入歳出予算中 歳入 総務委員会の所管に属する歳入 歳出 1款 議会費 2款 総務費（5項統計調査費のうち5目教育統計調査費を除く） 6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目国際交流施設費） 8款 消防費 11款 公債費 12款 諸支出金 13款 予備費 第2条の第2表 債務負担行為中 総務委員会の所管に属する事項 第3条の第3表 地方債（災害援護貸付金を除く） 第4条 一時借入金 第5条 預金債権と地方債債務の相殺 第6条 歳出予算の流用
--------	--

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第3号議案	犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定について
第13号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第15号議案	犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
第16号議案	犬山市介護保険条例の一部改正について
第20号議案	犬山市教育委員会委員の任命について
第26号議案	令和6年度犬山市一般会計予算 第1条の第1表 歳入歳出予算中 歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳出 2款 総務費（5項統計調査費のうち5目教育統計調査費） 3款 民生費 4款 衛生費（1項保健衛生費） 9款 教育費 第2条の第2表 債務負担行為中 民生文教委員会の所管に属する事項 第3条の第3表 地方債（災害援護貸付金）

第27号議案	令和6年度犬山市国民健康保険特別会計予算
第28号議案	令和6年度犬山市犬山城費特別会計予算
第30号議案	令和6年度犬山市介護保険特別会計予算
第31号議案	令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算

《建設経済委員会》

第3委員会室

議案番号	件名
第14号議案	犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
第17号議案	犬山市水道事業給水条例及び犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
第19号議案	工事請負契約の締結について（城東中学校南側多目的広場整備工事）
第26号議案	令和6年度犬山市一般会計予算 第1条の第1表 歳入歳出予算中 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳出 4款 衛生費（2項環境費及び3項清掃費） 5款 農林業費 6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目国際交流施設費を除く） 7款 土木費 10款 災害復旧費
第29号議案	令和6年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
第32号議案	令和6年度犬山市水道事業会計予算
第33号議案	令和6年度犬山市下水道事業会計予算

◎議長（柴田浩行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日13日から20日までは全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、21日午前10時から本会議を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時42分 散会